

社労士



ふくしま



「第68回いわき花火大会」 撮影：加藤和志会員（いわき支部）

- 令和5年度第46回定時総会、新役員紹介
- 委員会活動、各種事業の取り組み
- 情報一番：インボイス制度、会津支部紹介



福島県社会保険労務士会

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任をもたなければならない。

*** CONTENTS ***

会長あいさつ.....	3	情報・一番.....	31
令和5年度第46回定時総会.....	5	• インボイス制度	
新役員紹介.....	13	• 支部紹介「会津支部」	
令和5・6年度執行体制.....	17	新入会員紹介.....	35
委員長のあいさつ.....	18	支部だより.....	38
各種事業の取り組み.....	23	会員異動状況、訃報.....	43
連合会総会報告（代議員 田中副会長）.....	28	編集後記.....	45
リレー随想 長岡 聡会員（郡山）.....	30		

表紙の説明

「彩（IRODORI）～新たな未来へ～」

2023年、小名浜の夏祭りは、7月29日(土)・7月30日(日)のおなはま海遊祭で幕を開けました。バナナボートに乗って港内一周やキッズボート操舵体験、ジェットスキー体験乗船、巡視船あぶくまの一般公開が行われました。また8月4日(金)には、いわきおどり小名浜大会が4年振りに開催され、『どんわっせ』の掛け声と共に、各団体が小名浜の中心街を踊り流しました。どちらのイベントも4年振りということで小名浜の街は熱気に包まれました。8月5日(土)は小名浜アクアマリンパークにて、いわきの夏最大のイベント「第68回いわき花火大会」が開催されました。昨年は規模を縮小しての開催となりましたが、今年は約10,000発の花火が2時間にわたり打ち上げられました。今年のテーマは「彩（IRODORI）～新たな未来へ～」。最大の見せ場は花火と音楽をシンクロさせた創作花火で、音楽に合わせて次々と夜空に花が咲き、港の夜を華麗に彩る様子は観客を魅了していました。





会長挨拶

福島県社会保険労務士会

会長 吉田昌樹

◆はじめに

6月に開催された今年度の定時総会で会長に選出されました。あらためてこれまで諸先輩方が築き紡いでくれた、福島県社会保険労務士会(以下「県会」という。)の伝統や歴史に敬意を表しそして想いを馳せるとき、責任の重さにただただ身の引き締まる思いです。

就任してはや3カ月が経過しました。7月上旬の理事会をはじめに盆休までの間、任期最初となる各種の常設・特別委員会や委託事業など、計12の会議を招集し無事終わりました。

県会の事業は多岐にわたり課題も少なくありませんが、執行部も若返り頼もしいメンバーがそろっていますので、チームワークを發揮し怯ることなく挑み、一步でも半歩でも県会を前へ進められるよう、先頭に立ってがんばり抜く決意です。2年間どうぞよろしく願いいたします。

◆社労士会の経営と、令和5年度の事業運営方針

県会の運営は、主に会員みなさまからの入会金や年会費、研修会等の参加費等で賄われています。したがって、財源や経費の検証もしながら、単年度の経常収支をより健全なものとなるよう、知恵を絞って県会を運営してまいります。各種事業を行った帰結として果実となり、それが会員みなさまに滴り落ちる理想の形に近づけるよう、適切でメリハリのある執行に努めてまいります。

今年度の事業運営につきましては、6月の定時総会で承認された事業計画に基づき、大綱的

には昨年度の事業経過を踏襲する形で進めてまいります。それと並行して、来年度の事業計画策定に向け、守るべきもの、見直すべきもの、新しく始めるもの、その他の可能性も含め1年かけて慎重に論議し見極めてまいります。

◆専務理事の選任、特命委員会

本会初となる専務理事を選任させていただきました。北海道・東北地協7道県会中、本会を含め5つの単会で専務理事を配しています。専務理事のおもな役割としては、各常設・特別委員会等との連携調整、事務局の機能の強化と職員の働き方・働きがい改革の推進、そして対関係官庁等との連絡調整などを念頭に考えています。どうかご理解ください。

特命委員会は別ページに詳しく記載していますが、今年度時限的に設置致しました。その目的として、1つは、各委員会にまたがる全体の懸案事項について、横断的に深掘りして検討(前さばき)することです。そしてもう1つは、県社労士政治連盟で検討している、予算要望に係る事業について具体的な検討を進めることです。以上おもな2つについて、理事会への建議前段で峻別し課題を具体化させることですので、どうかご理解ください。

◆社労士ブランドのUP

社労士ブランドをUPさせるために、まず1つは県会という組織として、地道な社会貢献活動や日常業務について、積極的に有効な広報活動を進めることです。もう1つは、一会員それぞれの個が、各持ち場持ち場で真摯にかつ適正

に業務をこなし、お客様から信頼され収益増に繋げることです。この2つが相乗効果を発揮できたとき、結果として社労士ブランドがよりUPしていくものと思っています。県会としては、全国社労士会連合会で展開しているいろいろな広報ツールや媒体を参考かつ活用しながら、引き続き個の成長を後押しし、あらゆる活躍の機会を提供してまいります。9月5日に開催された連合会の理事会で、各常設委員会の担当分けが協議され、私は広報委員会の委員となりましたので、各種の情報やノウハウ等を県会事業に反映してまいります。

◆職業倫理、証票と徽章

社労士は士業の中では後発ですが、年々知名度が高まってきているのは、会員みなさまも実感していることでしょうか。それはすなわち、社労士の情報発信やお客様への対応、仕事の進め方など、専門家社労士としての立ち居振る舞いが、世間からより注目されるようになってきたことに他なりません。どうか会員みなさまにおかれましては、これらについて今いちど再認識され、これからも職業倫理に照らし「品位」、「公正」、「誠実」を旨として日常業務にあたり、業界として社会からの信頼をより大きなものへと育ててまいりましょう。

また、職域の保持と業務侵害の防止の観点から、関係行政機関への諸手続きにあたり、社労士証票および会員証の携行、そして会員徽章(バッジ)の佩用について、あらためてご理解のうえ励行をお願いします。

◆会報と月間情報について

年2回発行している本紙「社労士ふくしま」と、毎月発行している「社労士ふくしま月間情報」は、基本的には業務関連を中心に会員相互のコミュニティーの場として、手元に届くのが待ち遠しくなるような、紙面の充実化を心がけ

てまいります。一般の会員みなさまの掲載機会を増やすことや、熱が伝わるような写真を増やしていきたいと思っています。まず手はじめに本号は、以前より笑顔の写真が増えていることにお気づきでしょうか?読者も笑顔にしちゃうような紙面になればと思います。どうぞご期待ください。

来年度の県会のコーポレートメッセージと、月間情報の新しいネーミングについて、会員から募集し決定することも検討しています。その際には奮って応募してください。

◆おわりに

先の6月には社労士向け業務支援会社がサイバー攻撃を受け、システム障害を起こし、県内でも多くの会員事務所が3ヶ月近くにわたり、通常業務に支障を来たす緊急事態となりました。県会としては連合会と連携をとりながら対処してきましたが、賠償責任保険やサイバーリスク保険も含め、課題が現わになった部分は、引き続き連合会とともに取り組んでまいります。

また、今夏は「危険」な暑さが連日のように報じられ、県北で最高気温が40℃になった日もありました。7月の秋田県での大雨や、お盆に西日本を直撃縦断した台風など、全国各地で大きな被害が頻発し、いづどこで起こっても不思議ではありません。さらに原稿締切り間際の9月8日(金)の夜から、いわき市はじめ浜通り地区で線状降水帯による大雨により大きな浸水の被害が出ました。被災された方々に思いを馳せ、心よりお見舞い申し上げます。

おわりにあたり、会員やご家族はじめ皆さま各位のご健勝とご発展をお祈りし、本号発行と就任のあいさつとさせていただきます。



令和5年度第46回定時総会について

松本 東海 (相馬支部)

令和5年6月9日(金)午前11時より、相馬市の「ホテル飛天」において、福島県社会保険労務士会令和5年度第46回定時総会が開催されました。

コロナ禍明けの総会及び大会ということもあり、現職の国会議員をはじめ多数の来賓をお招きしての開催となりました。田中竜夫副会長の開会の辞に続いて、令和4年度物故会員に対し黙祷を捧げました。宍戸会長から挨拶を頂き、永年会員等の表彰、表彰状の授与、記念品贈呈が行われ、表彰者を代表して、佐藤明会員(会津支部)が謝辞を述べられました。引き続きご来賓祝辞、ご来賓紹介、祝電披露が行われ、ご来賓の皆様が退場されました。

続いて議事へと移り、慣例により議長には、開催支部(相馬)の亀井浩之会員が、副議長には次回開催支部(いわき)から篠木健一会員が選任され、議長団挨拶の後、議事録署名人、書記の指名、資格審査発表、議事日程の確認が行われました。

当日の出席者数確認報告は、会員総数357名、出席者数60名、委任者数187名、計247名であり、会員総数の2分の1である179名に達したので、本総会が適法に成立した旨の報告があり、議長は議事運営委員会及び資格審査委員会の報告を受けて議事に入りました。

第1号議案 令和4年度事業報告承認に関する件

第2号議案 令和4年度決算報告書承認に関する件

第3号議案 監査報告書承認に関する件

議長は、第1号議案から第3号議案は関連議案につき一括提案され、理事会に説明をもとめ、第1号議案、第2号議案に関する理事会の説明及び、監事より第3号議案について報告があり、拍手による賛成多数で承認されました。

第4号議案 令和5年度事業計画(案)に関する件

第5号議案 令和5年度収支予算(案)に関する件

第4号議案から第5号議案は関連議案につき一括提案され、理事会に説明を求め、宍戸会長、理事会から説明がありました。議長が質疑・意見を求めたところ、鈴木健夫会員(福島支部)より役員報酬額の変動可能性の件や55周年記念の企画に関して質問・意見がありました。理事会から役員改選により、役員の人数変更による報酬変動の可能性があること、また55周年記念の企画提案に関して宍戸会長より、社労士ブランドの向上や資質の向上を目指す為にも、使命規定等の法改正や、一段階上の研修実施の重要性についての説明がされ、第4号議案および第5号議案は拍手による賛成多数で承認されました。

第6号議案 役員改選に関する件

議長は第6号議案における会長選挙について、選挙管理委員会に報告を求め、蓬田信一選挙管理委員長より、会長立候補者の受付を行い、5月25日にいわき支部吉田昌樹会員から立候補届があり、無投票当選となり吉田昌樹会員

が会長に当選したことを報告し、当選証書の授与を行いました。また、役員選考準備委員会を開催し各支部から理事、監事候補者の選考を行った結果、理事・監事候補者名簿のとおり選考したことを報告しました。第6号議案について、拍手による賛成多数で承認されました。

別室にて第1回理事会を開催し、会長が推薦する理事の選任を求め、会長推薦理事として菅野浩司会員（福島支部）、新宅弘晃会員（いわき支部）の2名が承認されたことを報告し、第6号議案のうち会長推薦理事について、拍手による賛成多数で承認されました。また副会長、常任理事、専務理事の互選等、第1回理事会で決定した役職について報告しました。

第7号議案 全国社会保険労務士会連合会総会代議員選出に関する件

議長は第7号議案について理事会に提案を求め、菱沼生美会員（福島支部）より6月30日開催の連合会総会の代議員として田中竜夫会員（郡山支部）とすることを提案、第7号議案について、拍手による賛成多数で承認されました。

議長は、以上で議事の終了を告げ、議事運営の協力に対する謝辞を述べ、議長団議事録署名人及び書記を解任しました。

続いて司会の草野智正理事より新旧役員が紹介され、新役員を代表して吉田昌樹会長が、退任される旧役員を代表して宍戸宏行前会長、中目敏雄前副会長がそれぞれ挨拶をされ、新旧役員の交代が行われました。

その後中目敏雄前副会長が閉会の辞を述べ、午後3時20分に総会は無事閉会となりました。

定時総会后、若干の休憩を挟み、福島県社会保険労務士政治連盟令和5年度第43回定期大会が開催されました。第6号議案の役員改選の件に関し、吉田会長より連盟においても本会の役員改選を踏襲する形にしており、本会役員を政連役員とするとの提案があり、拍手による賛成多数で承認されました。速やかに会長、副会長、幹事長の互選等のため一時休会とし、第1回幹事会を開催し、再開後吉田会長より役員が紹介され、新会長に鈴木慎太郎会長（相馬）が就任され挨拶されました。その後滞りなく議事は進行され、午後5時40分は無事閉会となりました。

今年の総会及び大会はコロナ禍明けということもあり、現職の国会議員はじめ多数の来賓をお招きしての開催となり、また総会終了後には実に4年ぶりに懇親会が再開されるということで、ご多用にもかかわらず、多数の来賓や会員の方々が参加され大いに盛り上がり、活気ある福島県社会保険労務士会定時総会が戻ってきました。

私は開業後、初めての地元開催による県定時総会ということもあり、力不足で何かと至らない点がありましたが、支部の諸先輩方や事務局の皆様のおかげで、新鮮でいい経験となりました。まだまだ経験、力不足ではございますが、今後とも県会運営の役にたてるよう精進していきたいと思っております。



総会風景



福島労働局 井口真嘉局長



福島県雇用労政課 遠藤玄主幹兼副課長



福島県行政書士会 鶴沼理人会長



議長団：左より篠木健一副議長、亀井浩之議長



意見：鈴木健夫会員



会長選挙：当選証書授与 左：吉田昌樹新会長
右：蓬田信一選挙管理委員長



退任役員 左より：宍戸宏行前会長、中目敏雄前副会長、佐川
弘行前理事、國嶋雅志前理事、真船茂前理事、佐藤洋一前理事

令和5年度表彰者

(いわき支部) 小佐野 陽 牧野 祐一
(相馬支部) 鈴木慎太郎 平間志津子

会 員 表 彰

昭和58年度入会者 (40年該当) 3人

(福島支部) 佐野 文男
(郡山支部) 櫻井 宏道
(会津支部) 佐藤 明

平成5年度入会者 (30年該当) 9人

(福島支部) 石原榮實子 鈴木 健夫
野地 和子
(郡山支部) 武田 昌之 富永 忍
星 規夫 緑川 英作
渡辺美和子

(会津支部) 鹿野 義治

平成15年度入会者 (20年該当) 5人

(福島支部) 佐藤 巨人
(郡山支部) 大橋 隆一 小澤 涉英
小針 俊郎
(会津支部) 物江 忠嗣

平成25年度入会者 (10年該当) 16人

(福島支部) 相澤 義和 大宮 裕子
佐藤 研一 高橋 勇
丹治 正夫
(郡山支部) 大内 由紀 竹俣 志保
中村 宏司 蛭田 邦栄
(会津支部) 伊藤 良憲 鹿目 剛
真船 茂

物故者の顕彰

(郡山支部) 橋本 清人

退会者の顕彰

(福島支部) 林 千鶴雄
(郡山支部) 佐藤 光一 佐藤 昌弘
(いわき支部) 金成 信也

事務所職員表彰

〈25年該当〉

(福島支部) 宍戸労務管理事務所
坂野井 恵

〈15年該当〉

(福島支部) 社会保険労務士菅野浩司事務所
牛坂 寛子

〈10年該当〉

(福島支部) むらやま労務管理事務所
大関 司

(いわき支部) あすか社会保険労務士法人
鈴木 丈晃

〈5年該当〉

(郡山支部) 高山労務管理コンサルタンツ事務所
大山 晋

(相馬支部) 浜通り社会保険労務士法人
鈴木 彩子



第46回定時総会



表彰者代表謝辞

佐藤 明 (会津支部)

今回、10年、20年、30年、40年とそれぞれの節目に表彰していただくのは、ご苦労さんという意味と、そしてその後の10年また励みにして頑張ってくださいということで、36名の表彰者を代表してお礼申し上げます。

私にとって今回は、通知をいただき、40年も経ったのだなァ、改めて歳もとったものだなァと感じています。

さて、これまでのことを少し振り返ってみますと、開業当時は顧問先を訪問すると「社長、保険屋さんが来ましたヨー」と事務員さんが社長に声をかけてくれた時代でした。

今日に至っては「社労士です」と言うのと、ある人は従業員の入退社の手続きをしてくれる人、ある人は仕事上のケガや年金などの手続きをしてくれる人、などと思いつかべてもらえるようになり、当時から考えると隔世の感です。

これも諸先輩方が奮闘してくれた歴史からきたものであると今更ながら感謝しております。

さて、現在は企業のデジタル化が進み、労務管理上の諸問題もインターネットで調べたり、手続きも電子申請で行えるような時代になってきて、「士業としての仕事は何か？」などと、しばしば考えることがあります。もちろん、社労士もデジタル化に対応したスピード処理は当然ですが、今、一番企業から求められていることは、もし

かすると「顧問先の話をよく聞き、各企業ごとに抱えている労務問題を引き出し、問題が起きる前に対応していくことが求められているのではないか」と思っています。

そのためには、アナログ部分の比率を多くし、顧問先の信頼を得て、時に話の内容で一步踏み込んで社長の背中を押すことや、苦言を言える間柄になることが大切だと考えています。そのためにも、処理はデジタル化、訪問はアナログ化の両面が大切である。

今後も「変えられないものと、変えるべきもの」を考え、事業を行っていきたいと思っています。また、事業の内容も複雑となり、多岐に渡り専門化してきているので、その分野に特化した対応をして行く必要も感じています。一人で全方位をカバーすることは困難で、エキスパート化し、或いは業務を他者との連携も視野に入れるなど、いずれにしても、顧問先も同時に発展できるように、時代のアンテナをしっかりと立てて日々努力したいと思っています。

最後になりますが、期せずしてこの地、相馬において、11年前の5月、病気で志半ばで亡くなられた友人の八巻君に思いを馳せ、一緒に表彰をいただくつもりで、本日出席しました。

いろんな仲間のおかげで40年、あともう少しだけ頑張ってみようと思います。

本日はありがとうございました。



祝 辞

福島労働局長 井口真嘉

本日、福島県社会保険労務士会の令和5年度第46回定時総会が開催されますことを心からお祝い申し上げます。

宍戸会長をはじめ、役員の方々、会員の皆さまには、日頃から労働行政の推進に当たり、多大な御理解と御協力をいただいております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、この3年余りにわたり、緊急事態宣言等による行動制限を余儀なくされてきましたが、5月8日から感染症法上の分類が「2類相当」から「5類」に変更となり、個人の選択を尊重し、自主的な取組を基本とする対応に転換したことによって、ようやく社会経済活動が活発になりつつあります。

しかしながら、依然として、感染拡大の影響を受ける事業主や労働者の方々が見受けられることから、こうした方々に対する懇切丁寧な相談対応・支援は、今後もしっかり取り組んでいかなければならないと考えております。

また、震災そして原発事故から12年が経過したところですが、県内人口の減少が続く中、復興・再生の歩みを着実に進めていくためには、若者はもとより、女性、高齢者、障害のある方など、誰もがやりがいを

感じながら、働き続けることができるようにしていくことが大切であり、県内の企業が働き方改革に取り組むことを通して、「魅力ある職場づくり」を積極的に推進していくことが求められます。

こうしたことを踏まえ、福島労働局におきましては、「新型コロナウイルス感染症の雇用への影響と現下の経済状況を踏まえた施策の推進」、「魅力ある職場づくりの推進」、そして、「東日本大震災からの復興支援」、この3つを労働行政の最重点の取り組みと位置づけ、地域における総合労働行政機関として、関係機関との緊密な連携のもとに進めてまいります。

まず、「新型コロナウイルス感染症の雇用への影響と現下の経済状況を踏まえた施策の推進」につきましては、長きにわたるコロナ禍に加えて、物価上昇など、現下の経済状況が雇用に与える影響は大きくなっております。

こうした状況に対応するため、「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・総合パッケージをはじめとした、多様な人材の活躍促進や多様な働き方への支援等、様々な施策を講じてまいります。

福島県社会保険労務士会の会員の皆様には、業務改善助成金をはじめ、労働関係助成金の申請手続きにおける中小・小規模事

業者への相談支援や周知に御協力いただいております。改めて感謝申し上げます。

次に、「働き方改革に取り組むことによる魅力ある職場づくりの推進」につきましては、福島県の復興・再生を持続的に進めるため、これを支える人材を確保し、定着に結びつけることが重要となっております。

そのため、県内の企業が、働き方改革の推進、正社員希望者・若者の就職支援と職場定着に向けた取組、あるいは女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保などに積極的に取り組めるよう、様々な施策を通して、魅力ある職場づくりを推進してまいります。

福島県社会保険労務士会におかれましては、今年度も働き方改革推進支援センターとしての業務を受託し、中小企業・小規模事業主等に対する、きめ細やかな相談援助などを行っていただいております。また、「新生ふくしま『人を大切にする企業づくり』・『魅力ある職場づくり』推進連携協定」に基づき、労働関係助成金の活用をはじめとする企業支援に御協力いただいているところです。

県内企業における魅力ある職場づくりの推進のため、引き続き連携を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願

いいたします。

そして、「東日本大震災からの復興支援」につきましては、福島県の復興に向け、現在も多くの方々が福島第一原子力発電所の廃炉作業、中間貯蔵施設における事故由来廃棄物の処分業務等に従事しておられます。これらの作業に従事する労働者の安全や健康と労働条件の確保についてもしっかりと取り組んでいくこととしておりますので、会員の皆様におかれましては、御理解と御協力をお願い申し上げます。

今後も、福島で働く労働者、事業主の方々のお役に立てるよう、福島労働局、労働基準監督署、ハローワークの職員が一丸となって、全力で労働施策を推進してまいりますので、労働関係法令及び労務管理の専門家として、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、福島県社会保険労務士会の今後ますますの御発展と、本日お集まりの皆さまの御健勝を心より祈念申し上げます。お祝いの言葉とさせていただきます。

本日は、誠におめでとうございます。

令和5年6月9日

祝 辞

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県社会保険労務士会第46回定時総会の開催に当たり、お祝いを申し上げます。

福島県社会保険労務士会におかれましては、日頃から、会員の資質向上や業務改善に取り組まれ、労働問題の専門家として本県の労働福祉の向上に多大な御貢献を頂いており、深く感謝申し上げます。

また、平成28年8月に県との間で締結した「大規模災害時における労働や社会保険等の相談に関する協定」に基づき、令和元年東日本台風被害や新型コロナウイルス感染症に関するホットライン開設を通して御支援を頂きました。各種手続きや助成金、賃金、休業手当等の労働関係の相談に対応いただき、改めて厚く御礼申し上げます。

震災と原発事故から12年が経過する中、県民の皆様の懸命な御努力と、国内外からの温かい御支援により、本県は復興に向けた歩みを着実に進めてまいりました。

一方で、今もなお多くの方々が避難生活を続けておられるほか、廃炉と汚染水・処理水対策、風評と風化の問題、さらには、急激に進む人口減少、度重なる自然災害からの復旧など、本県は様々な困難を抱えております。

このような中、本県の復興と地方創生を更に前に進めていくためには、県民の皆さ

んお一人お一人が豊かさや幸せを実感することができる環境づくりが何よりも重要となります。

県といたしましても、原油価格・物価の高騰などにより深刻な影響を受けている地域経済の維持・再生を図り、雇用と暮らしを守るための対策に全力で取り組むとともに、健康経営の普及やワーク・ライフ・バランスを推進するなど、労働環境の改善にしっかりと取り組んでまいります。

本年4月から、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が、中小企業についても50%に引き上げられ、企業における適切な労務管理が一層求められる中、社会保険労務士の皆様の果たす役割はますます重要になっております。

貴会におかれましては、仕事と生活のバランスが調和した魅力ある職場環境づくりに更なるお力添えをお願い申し上げます。

結びに、福島県社会保険労務士会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝を心からお祈り申し上げ、お祝いの言葉といたします。

新役員紹介



前列左より：鈴木慎太郎副会長、菱沼生美副会長、菅野浩司専務理事、吉田昌樹会長、田中竜夫副会長、真船あい副会長、榎田哲士副会長
後列左より：草野智正、白岩裕和、草野昌利、村山敦子、御代田裕介、新田太郎、加藤和志、一條雅敏、渡部翔太、二瓶優子、新宅弘晃、飯高昌男理事
右上：菊地紀男理事

会長 吉田 昌 樹 (いわき支部)

会務を進めるにあたり、次の2つを心がけたいと思います。

- ①今夏の高校野球優勝チームのように、まず自らがエンジョイすること。
- ②過去の常識に囚われず、一度は疑ってみて何でもトライしてみることに。皆さまと一緒にワクワクできれば嬉しいです。

癒しの時間は、風呂上がりのビールにだだ茶豆。最近の悩みは、ドライバーショットの暴れん坊ぶり(笑)



副会長 田 中 竜 夫 (郡山支部)

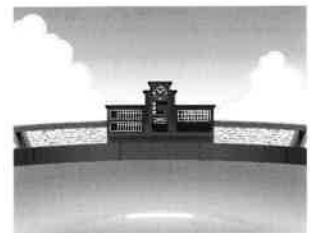
社労士登録はしたもののほとんど何の活動もしてこなかった「失われた12年」を取り戻すべ

くお引き受けした県会の理事も本年度で5年目となりました。お役に立てているか甚だ疑問ではありますが、当初の「身を粉にして」奉仕する決意で今後も会務に臨みます。趣味と言って特段ありませんが、トットコ走ることはかれこれ45年以上継続しています。

それと歴史が好きで小説も教科書的な書籍も読みます。いつかルーツを求めて鹿児島は枕崎まで放浪の旅にでるのが望みです。

副会長 菱 沼 生 美 (福島支部)

大役を仰せつかり、大変身の引き締まる思いしております。皆様のお役に立てるよう微力を尽くす所存です。何卒よろしくお願ひ申し上げます。



さて冬生まれの私ですが、暑い夏が大好きです。夏といえば、

そう、高校野球。甲子園球場の黒い土と緑の天然芝。そして白球。真夏の日差しを浴びると頭の中はこの三色で埋め尽くされます。球場の整備を担うのは阪神園芸。どんな場面でも「神整備」と呼ばれる丁寧な職人技が光ります。こんな仕事がしたいものだ、と夏が来る度に思います。

副会長 榎田 哲士 (会津支部)

今期を含め3期目となりました。現在43歳ですので、確か38歳のときにはじめて県の役員となったかと思います。開業は震災の年である2011年11月1日で、当時は31歳でした。27歳から受験勉強を開始し、合格までに3回落ちて、4回目に選択の救済でギリギリ引っ掛かり現在に至ります。大学は半年留年しています。理事職は自分の身に余りますが、お引き受けした以上は各会員のお役に立てる様努めます。改めまして2年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

副会長 真船 あい (郡山支部)

経営者の方々とお話しをしていますが、様々な課題について社労士の知見を活かした取組への期待が一層高まっているように感じられます。生活様式、労働環境の変化が目まぐるしい昨今ですが、福島県社会保険労務士会がニーズに則した各種の事業を展開していくための一助となれるよう、微力ながら副会長として精一杯努めてまいりたいと思います。個人的には行事や懇親会などで皆様と趣味や仕事の話を楽しみながら美味しいお酒が飲めることもとても楽しみです。

副会長 鈴木 慎太郎 (相馬支部)

皆様、いつも大変お世話になっております。おかげさまで、2023年8月1日に開業10周年を迎えました。これもひとえに皆様からの温かいご指導・ご鞭撻の賜物であり、こころより感謝申し上げます。

さて、県会理事の大役を仰せつかり5年目を

迎えました。今期はタイムリーで分かりやすい研修、そして、新しいビジネスに繋がるモデルを提供して参ります。より質の高い事業を目指し会務に励んで参りますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

専務理事 菅野 浩司 (福島支部)

4年ぶりに役員に就任いたしました。

吉田新会長はじめ新執行部の皆さんと共に、福島県社会保険労務士会の発展のために身を粉にして尽力させていただき所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今年の8月で開業21年となりました。吉田新会長とは同期です。趣味はゴルフ、読書、靴集め。特技は靴磨き、包丁研ぎ。



理事 白岩 裕和 (福島支部)

理事を仰せつかり4期目となります。

社会保険労務士として何をすべきなのかを常に考え、責任と自覚を持って会務に取り組む所存です。

開業し13年目ですが、ほぼ同じ期間趣味として続けているのがサウナです。土曜の夜、サウナ、水風呂のあとの外気浴をしていると1週間頑張った本当に良かったなと幸せな気分になります。帰宅し、映画（最近は寅さんシリーズ）を鑑賞すれば極上の一時です。毎週この時間を過ごせることに感謝です。

理事 村山 敦子 (福島支部)

新役員の皆様と協力し合い、諸先輩会員等のご意見、ご指導を賜りながら福島県社労士会の発展のために精一杯努力する所存ですので、引き続きよろしくお願い致します。



暑い日が続いておりますが、山では秋の気配が感じられ、紅葉の中での登山が楽しみです。

今後とも、会員皆様のご鞭撻とご協力を切にお願い致します。

理事 一條 雅 敏 (福島支部)

初めての理事就任で分からないことばかりですが、諸先輩方のご指導の下、福島県社会保険労務士会の発展のために全力で取り組んで参る所存ですので、何卒よろしくお願い申し上げます。

趣味は読書と書道です。本好きのため書店員をしていた事もあり、現在も読書熱は冷めておりません。書道は以前習っていましたが機会があり再開し、展覧会にぼちぼち出品しております。

理事 草 野 昌 利 (郡山支部)

県会理事3期目のスタートを切ることになりました。過去4年間所属した委員会を離れ、今期より新たな委員会で活動することになり不安だらけではありますが、吉田新会長はじめ役員の方々、会員の皆様のご指導をいただきながら任務を全うしたいと思っております。

私事ですが、ここ数年、駅の立ち食いそば屋巡りにはまり、東北全店制覇を目指し、ローカル線一人旅を楽しんでいます。美味しい情報がありましたらお願いいたします。



理事 新 田 太 郎 (郡山支部)

郡山支部の新田太郎です。最近思うことは、今までの相談業務は法律のラインがどこにあるかに力点を置いていましたが、それに加えて労使間の(トラブルの有無問わず)落としどころをどこに見出すかを話すようになったことです。顧問先が社労士に求めていることが変わってきている…なんてことを思っております。みなさんどうですか？

我々を取り巻く環境に臨機応変対応できるように県会役員を務めたいと思います。

ちなみに趣味は炭火焼き鳥&ビールです！

理事 御代田 裕 介 (郡山支部)

前年度に引き続き、理事を務めさせていただくことになりました。

周知の事実、鶏の唐揚げが好物で、カラアゲニストとしても活動しているのですが、30代も後半となり油を受け付けなくなってきました…。

新体制となり、新たな役割も頂戴いたしましたので、まだまだ慣れない部分もありますが、精一杯職責を全うできるように努力いたします。何卒よろしくお願いいたします。



理事 渡 部 翔 太 (会津支部)

このたび、社労士会の基幹的な役目を任せて頂き、責任の重さに不安を感じつつも県会の取り組みに参画できることを光栄に思います。若輩者ですが、諸先輩方のお力添えを賜りつつ、社労士会の発展に貢献できるように邁進していきますので、皆様どうぞよろしくお願い致します。なお、プライベートでは、2歳になった娘の育児に奮闘しつつ、ドライブや緩めのサイクリング、(お酒は弱いですが)日本酒を嗜んでいますので、皆さんと育児や趣味の情報交換もしていけたらと思います。

理事 二 瓶 優 子 (会津支部)

この度、初めて県の理事に就任致しました会津支部の二瓶優子と申します。先日、理事就任の新聞記事をご覧になったお客様からお声を掛けて頂き、改めてその責任の重さを痛感しております。趣味は、2年程前から



始めたゴルフで、最近ようやく楽しくなってきました。まだまだお恥ずかしいレベルではございますが、ラウンドのお誘いをお待ちしております。若輩者ではございますが、2年間の職責を全うすべく全力で取り組んで参りますので、ご指導のほど宜しくお願い致します。

理事 加藤 和志 (いわき支部)

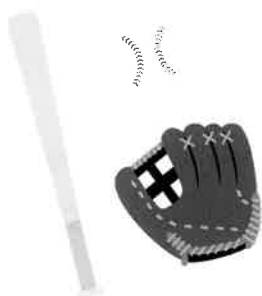
本年度から、吉田会長のもと新体制での会務が始まり、理事にも若い力が加わっています。新しい理事の皆様には負けないよう、福島県会の皆様のため微力を尽くしてまいります。

来年は私も還暦となり、一区切りを迎えます。気持ちは若いつもりでしたが、体にもいろいろガタがきており、つくづく健康について考えさせられる毎日です。個人事業主ですので、倒れたりするとお客様に迷惑がかかるので、体のメンテナンスにも十分に気を付けて仕事をしたいと思っています。

理事 菊地 紀男 (いわき支部)

この度、6年度ぶりに県会理事を務めることとなり、重責に身が引き締まる思いです。吉田会長の掲げる社労士の地位向上に向けて、貢献できるよう努めて参る所存です。

子供が小学生で野球を始めて以来、趣味のゴルフの回数は激減し、週末は専ら野球に関わる日々となりました。試合では審判の役割も担いますが、自ら下したジャッジを選手や指導者達に納得させるには、何よりポジショニングが重要です。この度の役割を担うにあたって適切なポジショニングを心掛けます。



理事 飯高 昌男 (いわき支部)

労務管理の専門的な知識をもつ社会保険労務士が事務代理者としての社会的役割、経済的重要性、社会的責任および社会貢献において、社労士の果たす役割が求められており、会長並びに理事各位と会員のため、総務委員、デジタル化推進委員として、本当に必要なものなのかどうか、既存の事業・枠組みを見直し、大幅な事業縮小・事業仕分けを実施し、会員のため福島県社労士会を今よりもっと前進させていきます。

理事 新宅 弘晃 (いわき支部)

私は新たに理事として就任し皆様へ貢献できること、大変光栄に思っております。これからの任期において、チームと協力し、組織の発展に貢献することを心掛け、皆様が「ワクワク」できるような社会保険労務士のビジョンを描きつつその実現に邁進してまいります。私は、企業再生、M&A及び事業経営等の経験を通じて、企業の成長、それは人的組織の成長と考えており、これを実現に向かってファシリテートできるのは社会保険労務士であると考えております。皆様のご支援と協力を得ながら、共に新たな未来を創り上げていければと思います。

理事 草野 智正 (相馬支部)

理事としての新たな任期に臨みます。会員の皆様と事務局の皆様のご協力を得て、活発な活動を展開していきたいと思っております。未熟な点も多いですが、創造力とコミュニケーション力を高め、対話と調和を大切にして参ります。

趣味のひとつは映画鑑賞です。ジャンルは問いません。作品との出会いを楽しみにしています。素晴らしい作品に出会えると、人生が豊かになるような気がします。人との出会いもそうですね。

令和5・6年度

役員名簿

R5.6.9選任

会 長…吉田昌樹（いわき支部）
 副 会 長…田中竜夫（郡山支部）、菱沼生美（福島支部）、榎田哲士（会津支部）、真船あい（郡山支部）、鈴木慎太郎（相馬支部）
 専務理事…菅野浩司（福島支部）
 理 事…白岩裕和（福島支部）、一條雅敏（福島支部）、村山敦子（福島支部）、新田太郎（郡山支部）、御代田裕介（郡山支部）、草野昌利（郡山支部）、渡部翔太（会津支部）、二瓶優子（会津支部）、加藤和志（いわき支部）、菊地紀男（いわき支部）、飯高昌男（いわき支部）、新宅弘晃（いわき支部）、草野智正（相馬支部）
 監 事…田部良夫（郡山支部）、塩崎京子（福島支部）

委員会等の体制

		委員長・ 所長・部長		副委員長等		委 員						
委 員 会	総 務	菱沼 生美	草野 昌利	担当副会長 田中 竜夫	飯高 昌男	財務担当 白岩 裕和	財務担当 新宅 弘晃					
	業 務	菊地 紀男	一條 雅敏	担当副会長 真船 あい	鈴木慎太郎	渡部 翔太	二瓶 優子					
	広 報	草野 智正	御代田裕介	担当副会長 榎田 哲士	村山 敦子	新田 太郎	加藤 和志					
	デジタル化	御代田裕介	新田 太郎	一條 雅敏	真船 あい	菊地 紀男	飯高 昌男	草野 智正				
	働き方改革 労務監査	榎田 哲士	鈴木慎太郎	一條 雅敏	田中 竜夫	草野 昌利	渡部 翔太	菊地 紀男	新宅 弘晃			
	業 務 監 察	田中 竜夫	榎田 哲士	菱沼 生美	加藤 和志	草野 智正						
	苦 情 処 理	責任者 田中 竜夫	副責任者 草野 智正	菱沼 生美	榎田 哲士	加藤 和志	担当副会長 真船 あい					
特 命	会長 吉田 昌樹	副会長 榎田 哲士	副会長 鈴木慎太郎	専務理事 菅野 浩司	白岩 裕和	草野 昌利	新田 太郎	加藤 和志	新宅 弘晃			
事 業	相 談 所	所長 白岩 裕和	副所長 菱沼 生美	副所長 二瓶 優子	副所長 加藤 和志							
	A D R	センター長 久井 貴弘	副センター長 白岩 裕和	御代田裕介	鈴木慎太郎	担当弁護士 森谷 吉博						
	が ん 就 労	担当理事 村山 敦子										
	成 年 後 見	担当理事 加藤 和志										
委 託	街角センター	部長 吉田 昌樹	副部長 村山 敦子	菱沼 生美	加藤 和志	草野 智正						
	働き方改革推進支援 センター推進委員会	推進委員長 新田 太郎		センター長 泉川 茂	副センター長 田中 竜夫	常駐専門家 田部 良夫	常駐専門家 木村 智彦	派遣専門家 草野 昌利		会長 吉田 昌樹		



総務委員会

委員長 菱 沼 生 美 (福島支部)

第46回定時総会で承認されました計画に基づき、令和5年度、総務委員会では下記事業を中心に活動してまいります。

「社会貢献に関する事業」として

1. ワークルールセミナーに関する事業

これから社会に出る学生の社会保障及び労働に関する知識の涵養に貢献するため、学校教育の推進を行います。

社会に出て安心して働けるよう、社会保障制度と社会人としての心構えや労働基準法など働く時のルールや制度について、支援セミナーを実施します。対象は県内の高校、専門学校（医療系、理美容系）です。

併せて、令和4年度から実施している、福島県特別非常勤講師制度に基づく県立須賀川創英館高校への講師派遣を、本年度も引き続き行います。1年生6クラスを対象に、社会

保障関係、労働関係についてそれぞれ2回の授業を行います。

2. 障がい者等への支援セミナーに関する事業

様々な障がいを持つ子ども等がいる支援学校や施設を対象に、障害年金をテーマとした発達支援等セミナーを行います。行政機関の協力を仰ぎつつ、関係各所にセミナー実施の働きかけを行っております。

上記いずれの事業についても過去大変好評を得ており、労働・年金の専門家としての社会保険労務士の役割を広く世間に知らせるための大切な機会であると考えております。また、国家資格者としての社会保険労務士がその専門知識をもって社会に貢献することは我々に課せられた使命でもあります。事業を力強く推進していくためにも、会員皆さまのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



業務委員会

委員長 菊 地 紀 男 (いわき支部)

今期より、業務委員長を拝命いたしました菊地紀男です。

業務委員会で審議した業務研修等について、今年度の計画をご報告いたします。

新型コロナの影響を受けてからの数年来、オンラインと集合の併用で研修会を実施して参りましたが、第5類移行に伴い行動制限がなく

なったこと、集合研修との併用は負担が大きくなり、スムーズな運営に影響があったことを鑑みて、ライブでは集合研修のみを実施し、後日録画した動画を配信することといたします。オンライン研修は、その気軽さや移動時間が不要等のメリットがありますが、会員同士が直接に情報交換や交流等の図れる集合研修ならではの魅

力があると考えます。

業務研修は、地協南部三県研修会を福島で行うため、それを含めて3回の研修会を実施いたします。地協研修の日程は11月22日とし、いよいよ来年に迫った運送業の2024年問題を集中的に取り上げます。それに先立ち第1回研修を9月28日に行い、向井蘭弁護士による運送業の賃金制度の対応として完全歩合制を講義いただきます。他に今後の社労士のDX戦略および顧客開拓として、経験年数を問わず参考となるテーマを取り上げます。第3回研修では、グッドデザイン賞を受賞した「100年就業規則」を予定しております。(2月頃)

また、新入会員研修および社労士試験合格者説明会も例年どおり実施いたします。新入会員研修は、例年、平日の2日間で行っていましたが、勤務会員が参加しやすい土曜日も含めた日程で検討しております。(日程の関係上、平日開催となることもあります)

各支部研修においてもバラエティに富んだ魅力的な研修が実施されていますが、県会研修では、より専門的なテーマと県会のスケールを活かした講師を迎え、皆様にとって有意義な内容を取り上げたいと考えております。研修時のアンケートに、皆様の要望をお聞かせください。よろしく願い申し上げます。



広 報 委 員 会

～令和5年度 広報委員会活動について～

委員長 草 野 智 正 (相馬支部)

福島県社会保険労務士会の広報委員会では、会員の皆様に最新の情報をお届けするとともに、社労士の存在と役割を広く社会に知っていただくための活動を展開しています。令和5年度の主な活動計画は以下の通りです。

1. 会報「社労士ふくしま」

年2回発行します。誌面作成には、県会事務局や各支部から指名された会員の皆様にご協力をお願いしております。ご多忙の中、大変恐縮ですが、原稿や記事の執筆にご協力ください。また、誌面の改善に努めますので、ご意見やご感想もお寄せください。

2. 月間情報

毎月1回発行します。県会ホームページから閲覧できます。

3. 対外広報

(1) 新聞一面広告 社労士月間や社労士会セミナーに合わせて、11月6日(月)に福島民報と福島民友に掲載します。

(2) 記事体広告 法改正や諸制度の紹介・解説記事を、福島民報と福島民友に隔月ごとに各4回掲載します。

(3) トップインタビュー 来年1月下旬に当学会長への取材形式の広告を掲載予定です。

(4) 名刺広告 暑中見舞い、年金の日、年始等に名刺広告を掲載します。目立つデザインとします。

4. 県会ホームページ

利用しやすく役に立つホームページを目指して運営・改善します。

5. 新規事業等

SNSを活用した情報発信や、県会のキャッ

チフリーズやデザイン等について検討・募集
します。

以上、広報委員会活動へのご支援とご協力を
よろしくお願いいたします。



デジタル化推進委員会 ～令和5年の委員会活動について～

委員長 御代田 裕 介 (郡山支部)

デジタル化推進委員会では、昨年度に引き続
き、連合会のデジタル化推進へ協力し、連携し
ながら事業を推し進めてまいります。

令和4年度は、デジタル化研修会として
「SRPⅡ 認証取得」および「情報セキュリティ
対策」をテーマに研修を行いました。今年度
も継続してSRPⅡ 認証取得、セキュリティに関
すること、DXなどに関する研修を予定してい
ます。研修会後のアンケートでは、デジタル化
に関し会員の不安に思っていることやニーズの
現状把握ができたので、今年度はそういった声

に応えるとともに、会員のデジタル化に関する
意識の変化や電子申請利用状況などを分析して
いきます。

連合会においてもSRPⅡの取得促進を広く進
めていることを受けて、今年度はまず理事が率
先して取得することを促進してまいります。

デジタル化はあくまで手段であり、それによ
って達成されるべき目標があります。委員会
の事業が皆様の業務改善に役立てるよう、精一
杯取り組んでいきます。引き続きよろしくお願
いいたします。



働き方改革労務監査委員会 ～令和5年度の委員会活動について～

委員長 榎 田 哲 士 (会津支部)

会員の皆様には、平素より働き方改革労務監
査委員会に多大なるご支援を賜り誠にありが
とうございます。当委員会では、福島県社会保険
労務士会オリジナルである労働条件審査・診断
支援ツールの見直し、同ツールの普及を中心に
活動して参りました。

今年度以降については、全国社会保険労務士
会連合会作成の社労士診断認証制度の活用をよ
り活発にし、その認知度および利用頻度を高め

ていく方向にシフトし始めました。

企業の労働環境の見直しについて手軽に行い
やすいツールとなっております。適正な判断を
受けた企業については、認証のマークを付与す
ることができます。これに伴い、研修会の実施
も検討しておりますので、その際は皆様ぜひご
参加ください。労働環境の更なる向上に向けて
昨年度同様のご支援をいただきますようこの場
を借りてお願い申し上げます。



業務監察委員会

委員長 田中竜夫 (郡山支部)

業務監察委員会と聞いて、「それって何をやるの?」というのが会員のみなさん正直な感想だと思います。県会に数ある委員会のうち開催される頻度が最も少ない委員会かもしれません。当委員会は「業務監察委員会規程」に基づき設置されておりまして、気になるその職務については第4条に規定されています。敢えて言うならば内向きの仕事と外向きの仕事に分かれております。内向きの仕事としては同条第1項第3号にありますが、「社会保険労務士に係る不適切と認める事案に関する事項」、外向きの仕事としては同条同項第1号、第2号に社労士法第26条（名称の使用制限）、第27条（業務の制限）に関する事項を調査・審議し会長に報告することとなります。

第3号の調査につきましては、連合会で会員のホームページ等で不適切な情報発信がないかの巡回チェックを外部の専門業者に委託して定期的に行っており、その結果報告が各都道府県会にあり、その内容に基づき不適切な情報発信と思われるホームページ等の改善を求めることとなります。これはみなさん御存知の通り以前社労士によるホームページからの不適切な情報発信が社会問題となったことに端を発しています。

本年度からは第1号、第2号の調査についても連合会で「非社労士による業務侵害行為」の検索システムが運用開始となりますので、そちらの対応も職務に含まれることとなります。



苦情処理委員会

委員長 田中竜夫 (郡山支部)

できることなら寄せられたくないものそれは「苦情」です。昨今一步対応を誤ると一気に組織全体が「炎上」してしまうものそれは「苦情」です。また、改めて身を引き締めて業務遂行を行わなければならないこと、新しい気づきを与えてくれるものそれも「苦情」です。

苦情処理委員会は「苦情処理相談窓口設置規程」及び「苦情処理相談窓口細則」に基づき設置されています。当会にも残念ながら毎年極少

数ではありますが苦情が寄せられます。正式に苦情として当委員会で処理すべき案件は申しましたように極少数ではありますが、その火種となる苦情めいた電話はかなりの件数（統計を取っていないので不明です。）事務局にかかってくるようです。

苦情として受理した際には、窓口責任者である当職が会長及び担当副会長に報告の上、申立人、申立を受けた会員双方から事情聴取の上、

必要と判断した場合は当委員会を開催し対応を審議します。

申立人、申立を受けた会員からの事情聴取に当たっては、誠実に丁寧に行ける限り詳細に行うことは当然のことです。申立人からの聴取でこれを怠ると前に申し上げたように県会全体が

「炎上」する危険があります。

当委員会の活躍の場が極力なくなるように、社労士法や会則の諸規定の遵守はもちろんのこと、倫理研修で周知された内容を常に心に置きながら、今後とも業務遂行をお願い申し上げます。



特 命 委 員 会

会 長 吉 田 昌 樹

特命委員会は、各委員会等にまたがる横断的な、又は全体的な課題と、そして政治連盟の予算要望に絡んだ事業等について、理事会への建議を前提として見える化することを目的に、今年度に限り設置しました。

理事会では審議事項が多岐にわたり、課題によっては時間をかけ、深いところまで掘り下げた論議も必要なのですが、なかなか理想通りには進まないことが少なくありません。論議が不十分だと、どうしても前例がベターなはずだとのバイアスに陥りがちになってしまいます。そういう意味で特命委員会は、守りの議論から攻めの議論に特化し、社労士会の未来について考える契機となることも期待しています。

8月10日に開催した第1回特命委員会では、最初に私から特命委員会の設置の趣旨や考え方、そして今後の進め方などを説明し、委員長や座長は特定せず、都度ファシリテーターを指名して開催することとなりました。会議では最初に特命委員会の目的や使命について協議し、

その後、自由な意見交換となり、次のような話題がでました。①県会の発展と会員の収益増、②社労士ブランドのUP、③土業の高齢化とM&A（事業継承）、④既存業務の堅固化と新たな需要（新商品）の創出、⑤手続き業務から付加価値の高い業務へのシフト、などでした。

なお、個人事務所の円滑な事業継承につきましては、個人間での解決が難しい場合は、県会の「相互扶助規程」に基づき県会が援助することが可能な建付けとなっています。しかし、これまで活用された実績はないようなので、本規程をより使い勝手の良いものにできないか、今後特命委員会の中で研究できればなと思います。次回の特命委員会は10月上旬に開催し、同月下旬の第3回理事会にて特命委員会での協議内容を付議する予定です。個別具体的な詳細について、本紙への掲載には自ずと限界がありますので、今後発行される月間情報にも引き続きご注目ください。

各種事業の取り組み

福島県社労士会総合相談所



令和元年、令和2年度来2度目の所長を拝命しました。総合相談所の事業は、福島県

社会保険労務士会の「社労士の社会的使命の実現と社会貢献に関する事業」に位置付けられており、また「国家資格者としての社労士が社会に貢献することは社労士に課せられた使命である。」と力強く明記されております。相談員の方々、役員、そして携わっていただく会員の方々と「使命感」を持って運営に努めてまいり所存です。

相談所に寄せられる相談件数は多く、多岐にわたっております。これらは相談所の認知度と期待が高まっていることの表れであり、相談員の方々の豊富なご経験、親身なご対応の賜物であると強く考えます。さらに万全な体制となる

所長 白岩裕和 (福島支部)

よう、相談員の増員のための広報等も進めていきたいと考えております。社労士会労働紛争解決センター福島との連携もより深め、相互に補完し、相談者の一助となるようにしていきたいと考えております。

また、今年度も相談員研修と一般会員の方も受講いただける相談所主催の年金、労働に関する専門的研修を開催致します。特に相談所主催の専門的研修は開催を年1回に絞り、年金、労働それぞれのテーマが受講できるよう予定しております。12月には社労士会セミナーを予定し、社労士制度や相談所の広報とともに当日の無料相談会も企画したいと考えております。

今年度も会員のみなさまのご理解とご支援を頂きながら事業を進めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

社労士会労働紛争解決センター福島



この度、「社労士会労働紛争解決センター福島（以下、センターと記します）」のセ

ンター長を拝命しました郡山支部の久井です。平成29年に続き2度目のセンター長を務めさせて頂きます。宜しくお願い致します。

さて、早いもので福島にセンターが開設されて13年が経過しました。現状、センターへの相

センター長 久井貴弘 (郡山支部)

談件数は年平均3～4件、そこから「あっせん」申立てに至るのは3年に1件程度で決して多い数字ではありません。

ちなみに、福島労働局の令和4年度の「民事上の個別労働紛争相談件数」は5,152件、内「あっせん」の申立てに至ったのは65件と公表されています。申立人のほとんどが労働者で、被申立人の会社に対する行政アプローチ（労働

局長による助言・指導を含む)への期待や、企業と顧問契約する社労士を企業寄りと思われている方も多いことにより、福島労働局紛争調整委員会への「あっせん」申立てが多いのもやむを得ないところがあります。そこで、今年度は労働者への制度周知はもちろんですが、会社側に向けたセンター活用の啓発にも力を入れていきたいと考えます。具体的には、県内経済団体を通じその会員企業に対し、センター活用による労使紛争解決制度のPRを検討しています。

令和4年4月から労働施策総合推進法の「パワハラ」防止措置が中小企業にも義務化されましたが、社労士の肌感として、労使ともその対応に過敏になっていると感じます。労働者にあっては、自身にとって都合の悪いことを指摘された場合や適正指導であっても多少強い口調で注意された場合に「パワハラ」と主張したり、会社側においては、「パワハラ」の曖昧な境界線を恐れ部下等への適切指導ができていないこ

とで人材育成に支障をきたす状況が見受けられます。義務化が1年を経過したことで、今後労使双方から「パワハラ」に関する相談件数が増えることが推察されます。「あっせん」を担当するほとんどの社労士は、民間企業での勤務経験を有し、加えて日々の業務で民間企業に起こる様々なトラブル対応に携わっているので、社会的見識も十分に兼ね備えています。労使双方の立場が理解できる強みを活かし、他団体にも引けを取ることなく「あっせん」に対応できるものと考えます。

結びに、会員皆様の関与先等においても個別労働紛争事案でお困りの際は、是非、ADRセンターの活用をご提案頂きますようお願い申し上げます。

※補足…令和7年3月31日までの間、申立費用10,000円、手続費用5,000円(共に税別)は無料となっております。

がん就労相談支援事業



平成25年11月から、がん診療連携拠点病院である福島県立医科大学附属病院(以下

「県立医大」という。)において「がん患者に係る就労相談支援」を実施し、相談会の専門相談員として社会保険労務士を派遣してきました。

今まで、相談者については「がんの患者様及びご家族」としておりましたが、今年度から予約の枠がある場合、がん患者に限らず県立医大の罹患者の就労支援に関する相談についても対応していきます。

担当理事 村山 敦子(福島支部)

本年度は、福島支部と郡山支部から推薦していただいた5名の相談員を毎月1回、第4木曜日に1名派遣していきます。

さらに、障害年金手続きの相談の場合、再来者の方も少なくないため、各々が相談内容を共有するための事前打ち合わせは、相談日の午前中に全員参加のオンラインで行っていきます。

相談事例集は、がん診療連携協議会相談支援部会などを通して県立医大以外の8拠点病院の相談室にも配布してきましたが、今年度は、他の医療機関等へも配布していただけるように関

係機関に働きかけていきたいと思ひます。

また、引き続きこの8拠点病院に対しては、就労相談支援の整備のため、労務管理に携わる社会保険労務士をご活用いただけるように要望していきたいと思ひます。

今年度も県立医大の臨床腫瘍センター関係者及び医療専門職と相談員が情報を共有し連携しながら支援事業を進めていければと思ひます。

今後ともご協力よろしくお願ひ致します。

「働き方改革は進んでいますか？」



福島働き方改革推進支援センター長 泉 川 茂 (郡山支部)

すでにご存知でしょうが、「働き方改革」とは、個人々の意思や能力、事情に応じ、多様で柔軟な働き方を選択可能とすることで、就業を望む全ての人の働きやすさの実現を目指す一連の取り組みの総称です。この改革は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「育児や介護との両立など働く方のニーズの多様化」などの状況に直面している日本において、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっています。

また、「働き方改革」は世界的なトレンドです。日本だけでなく、世界的にも働き方改革が進んでいます。例えば、フランスでは、週35時間労働制度が導入されています。また、デンマークでは、週の労働時間を短縮することで生産性を上げることに成功しています。

日本でも、政府や厚生労働省が中心となって、中小企業・小規模事業者における働き方改革の実施を支援する取り組みを行っています。その支援策の主なものには全国47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」があります。ここでは働き方改革に関連する労務管理上の課題について、相談支援を行って

ます。その中の一つに「福島働き方改革推進支援センター」(当該センター)があります。

当該センターは、福島県内の中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じています。福島県社会保険労務士会所属の社会保険労務士である専門家(29名)が個別に相談に応じています。

当該センターは最近の相談状況を踏まえつつ、働き方改革を推進しており、2019年には、働き方改革関連法案が成立し、労働時間の上限規制や、同一労働同一賃金の実現、ハラスメント防止対策などが進められています。企業も柔軟な働き方を導入するようになってきているものの、企業によっては、「働き方改革」に苦戦しているところもあるようです。

「働き方改革」を理解し、進めていくためには、これまでは「ルールは守るものだ。」という考え方が多かったのですが、これからは「ルールは変えるものだ。」「規制に対してアイデアを出してどう変えていくか。」という方向へ考え方を変化させることだと思ひます。

当該センターの専門家はこれらの相談者と接し、柔軟な発想をもって課題を解決し、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指して、尽力しています。

街角の年金相談センター福島



センター長 佐藤 幸夫

当センターは、通常は3つの相談窓口が設置されており、相談職員は職員が2名、社会保険労務士の方が7名の計9名、その他に書類の点検確認や受付を担当する職員が2名、そして私を加えて計12名で現場を担当しております。

3つの相談窓口のうち1つは予約専用の窓口、2つが当日受付の窓口としており、お客様のニーズに合わせた相談対応が行えるよう体制を整えてあります。

したがって、早めに予定が立てられる方は予約をしていただき待ち時間がなく相談が行える一方で、急に休みが取れたので今日どうしても相談したい方や、亡くなられた方の手続きなどでどうしても今日中に手続きをしておきたい方などは、お待ちいただく場合もございますが予約しなくても当日の受付で相談や手続きを行うことが出来ます。

当センターが行う業務は、一般的な年金制度に関する相談の他、老齢、遺族、障害といった各年金の請求書の受付や手続きに関する相談、年金受給者に送付される各種通知書の再交付などののですが、そのほかに年金制度の周知や出張相談といってお客様がよく利用される施設に向向いての相談なども行っています。

以上が、簡単ではありますが当センターの紹介となります。

次に、今年度の年金相談業務についてですが、一番特徴的なことは3年ぶりに男女ともに特別支給の老齢厚生年金の支給年齢に到達するため、相談件数及び請求件数が増加するという事です。福島県内では前年比1.7倍程度の増加ということを聞いています。当然のことですが当センターにおいても来訪者の増加が見込まれます。年金事務所では相談窓口の増設など体制の強化が行われたとのことですが、当センターとしましては、近くの東北福島年金事務所と連携を図りながら、街角センターにおける行動指針にある「迅速な対応により、正しく確実に業務を行います。」「お客様の時間を大切にし、お待たせしない対応を心がけます。」を確実に実践していきます。

また、年金制度改正において、本年4月から「本来受給選択時の特例的な繰下げみなし増額制度」が施行されました。これは、昨年4月から施行された繰下げ年齢の引上げに伴い施行されたものですが、高齢者の方の働く機会が増えていく中で大切な制度と考えており、この制度を正確に説明をしていかなければなりません。

このような状況を踏まえ、今年度においても私たちは年金制度の一部を担っていることに責任をもって仕事と向き合い、身近に顔が見える安心、そして信頼できる相談対応を目指していきます。

一般社団法人社労士成年後見センター福島



理事長 田中 竜夫

社労士成年後見センターは2016年3月（2018年2月に一般社団法人に改組）に発足し、現在会員数（「正会員」を一般社団法人の「社員」としています。）は26名、候補者名簿（成年後見人候補者の推薦依頼に対して推薦できる者）掲載者は22名となっています。毎年、10月から11月にかけて養成研修を行っていますが、昨年度は3名の方に受講いただき、その後全員、会員登録・候補者名簿登録をしていただきました、徐々にではありますが、会員数も増えております。それに対しまして、受任件数は28件（後見22件、保佐6件）となっております。これまで地域的に郡山市、いわき市、会津若松市のみでの受任でしたが、昨年初めて、福島市で1件後見類型を受任することができました。これは会員のみなさんの地道な周知活動の賜物であると思います。

成年後見制度は昨年3月25日に策定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、国、都道府県・市町村がそれぞれ果たすべき役割を得て着々と計画が進められているところです。ポイントは、「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護の推進」というところにあります。特に「地域社会への参加」は「障害者権利条約」を参照して策定されており、障害者の福祉に深い関わりを持つ我々社会保険労務士の果たすべき役割は益々増大するものと感じております。

この計画に基づき県内でも各地で中核機関が設置されておりますが、その一つである郡山市の「成年後見支援センター」から本年度3件の

推薦依頼をいただき、受任に至っております（1件は令和5年8月10日現在 申立て中）。このことも我々社労士が成年後見制度において成年後見人等の役割を担うに十分な専門的知識を有していることが広く行政に認知されてきていることの証左とありがたく感じております。是非今年度はこの流れを県内全域に広げていくことが課題であると痛感しており、周知活動を行っているところです。

また、毎年、最高裁判所事務総局家庭局が公表しています「成年後見関係事件の概況」（主に、成年後見関係事件の申立て件数等の統計情報をまとめたものとなっています。）において、令和3年の統計から我々社会保険労務士が初めて独立して名称が公表される様になりました。それまでは、「その他」としてまとめられていたものが、市民後見人とも違ういわゆる「専門職」であることが最高裁判所からも認められたことを示しています。

成年後見制度は制度設計上もまだまだ改善すべき点も多く、その意味では発展途上の制度ではありますが、それだけに我々この制度に携わる者の声が届きやすい制度であるということもできていると思っております。また、県会の事業としても「社会貢献事業」と位置づけられており社会保険労務士としての本来の業務ではないかもしれませんが、日々の後見事務の中では当然のことながら社会保険労務士としての専門知識が必要な場面が多々あります。

本年度も会員養成研修を実施予定です。詳細は「月間情報」に掲載いたしますので、みなさんのご参加をお待ちしております。



令和5年度 連合会通常総会に出席して

代議員 田中竜夫 (郡山支部)

全国社会保険労務士会連合会の令和5年度通常総会は、去る6月30日 パレスホテル東京で13時から開催されました。当会の定時総会で代議員に選出いただきましたので、当会を代表して出席してまいりました。本年度は久しぶりにコロナ禍前と同様の対面での開催でしたが、感想を含めご報告させていただきます。

例年代議員数は当会においては2名でしたが、今年度は1名となり、単身乗り込んで参りました。まず事前に出欠の通知をしたのですが、これが出席の場合にはGoogleフォームにより行うことが可能でスマホで手軽に行うことができ便利でした。

会場のパレスホテル東京はコロナ禍前の活況を取り戻しているようで、ロビーには人が溢れ、宿泊客と思しき外国人が多数見受けられました。少し時間が早かったのでロビーで待っていたのですが、次々と通常総会の出席者と思われる全国の社労士の方々が正面入口から入って来られまして、何人かで連れ立っていらっしゃる場合にはそれぞれのお国言葉での会話が聞けました。

さて、総会会場に入ってみますと、全代議員200名分の席が並べられ久々の壮観の印象を受けました。当会からの代議員は当職だけでしたので、不安な感じもありましたが、前週に札幌で開催された北海道・東北地域協議会に出席された方々も近くの席に多数お見えになりましたので、何やら心強い感じがしました。

定刻に開会され、水戸常任理事の司会によ

り、米澤副会長の開会の宣言から始まりました。

次に大野会長の挨拶がありました。全文が7月号の「月刊社労士」に掲載されていますので、内容は割愛しますが、社労士の一丁目一番地たる「働き方改革」が「働きがい改革」へ変化を遂げつつあるまさにトランスフォーメーションの時代であること、またDXの流れに水を指すような大きな情報セキュリティ事故が発生し間もない時期でしたが、これらのリスクには対策を講じた上で強い覚悟で立ち向かわなければならないと強調されていたのが印象的でした。また、社労士が今後も存在感を高めつつ活動を進めていくには会員の増加が欠かせないのですが、社労士試験において申込書の職業欄に「学生」となっている割合が1.5%程度とされていたのが多少ショッキングな事実でした。

その後、東京会の宇野会員を議長とする議長団の選出、議事録署名人の選任、議事運営委員会、資格審査委員会、役員選考委員会が開催され、この間一時議事は中断されましたが、各委員会終了後、資格審査委員から全代議員200名中、出席192名、委任状提出者6名合計198名で総会が成立することが確認されたことが報告されました。

議事は、①第1号議案 令和4年度事業報告承認に関する件、②第2号議案 令和4年度決算報告及び特別会計決算報告承認に関する件、③第3号議案 令和5年度事業計画案審議に関する件、④第4号議案 令和5年度収入支出す

算案及び特別会計収入支出予算案審議に関する件、⑤第5号議案 役員改選に関する件、と進みましたが、それぞれの議案に関して活発な質問が寄せられ議事進行上全員の質問には答えきれないのも印象的でした。また、いくつかの議案において、直近で発生した我々の業務に関連した情報セキュリティ事故に対する連合会の対応を問うものが複数あったのも印象的でした。そして、第5号議案では前日に開催された会長選挙において大野会長が再選されたこと、役員選考委員会から理事、監事候補者が発表されました。結果としてすべての議案が無事承認されました。

議事の進行について各会から自主的に参加された方は別室でビデオでご覧になっていました。

その後に開催された懇親会は総会にもまして盛況で立食形式ながら食事もお当ホテルらしい大変美味しいものばかりでした。自然と単会、地域協議会ごとに近いテーブルに集まっていたが大変楽しい一時を過ごすことができました。また、本来通常総会で来賓挨拶をするはずであった、加藤厚生労働大臣は所用により懇親会の席でご挨拶をされました。また、公明党山口代表を始め各党の代表の方の祝辞もありました。

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

社会保険労務士
賠償責任保険制度とは

この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする団体契約です。

2022年度募集要項

- **保険期間**
2022年12月1日午後4時～2023年12月1日午後4時
- **中途加入について**（毎月中途加入可）
毎月1日～25日申込締切、翌月1日補償開始
※11月1日加入のみ10月15日締切
- **ご加入手続**
申込Webサイトよりお手続きください。
申込Webサイトへは（有）エス・オール・サービスHPからアクセスできます。



取扱代理店

有限会社エス・オール・サービス
〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町
3-2-12 社会保険労務士会館10階
☎ 03-6225-4873

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
（幹事保険会社）
（担当）広域法人部法人第二課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
☎ 03-3515-4153
三井住友海上火災保険株式会社（非幹事保険会社）

サイバーリスク保険(特約)好評販売中！

*この案内は社会保険労務士賠償責任保険の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険のパンフレットをご覧ください。詳細は保険約款（約款につきましてはWEB約款となります。有限会社エス・オール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。）によりませんが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・オール・サービスホームページ <http://www.sr-service.jp/>



長岡 聡 (郡山支部)

角田さんからバトンを受け取ってしまいました郡山支部の長岡です。

普段の生活を振り返ると、本当に単調な生活を送っていることに気付かされます。

そんな生活の中で、私の人生に彩りを与えてくれるのが、親友の存在です。

朝は私より早く起きて、帰りはずっと待っていてくれて、運動不足解消のために毎日朝晩のウォーキングに付き合ってくれる親友。雨が降ってはいようが、雪が積もってはいようが、嵐が吹き付けようが、お構いなし！強制的にウォーキングするよう健康を気遣ってくれます。

この夏の災害級の暑さの中でも、毎朝ボールの取り合いをして、出勤前には既に汗だくです。お気付きかと思いますが、愛犬コーギーの心愛（ココア）です。

先代の愛犬が2022年2月に虹の橋に出かけてしまい、空虚感を紛らわす為、ショップ巡りをしていた時に、一目惚れで家族として迎い入れました。

洋犬は初めてですし、コーギーは牧羊犬ですので、運動量や無駄吠えなども気になりましたが、購入の意思表示までの時間は数分でした（笑）。私が見に行った日にショップに来て、ショーケースに入れたのが数分前との事。その数分後に飼い主決定！店員さんもビックリ！

昔から犬がいる生活でしたのである程度は覚悟していましたが、私も例外なく年を重ね流石に朝の散歩のダッシュはちょっとキツイです。

先日、ソファで寝返りをうとうとした彼は、

空間認知感覚が無いのか？落ちる寸前でした。私は隣にいた為、反射的に彼を落ちないように受け止めましたが、咄嗟の動きで左腕の筋が「ピーン！」と伸びました。

散歩中も側溝の蓋の小さな穴に後ろ足が入ってしまったら…私が話をすると、何か答えるようにムニムニユと言ったり。

たぶん彼は自分の事を人間だと思っているのだろうと思います。

朝は早いし、散歩は1回1時間。トリミング、おやつ、餌、おもちゃ。人間様同様手もかかります。

しかし、彼の存在は私の生活に彩りを与えてくれます。

ただ、この暑さが続く限りは、エアコンをつけっぱなしにしないと外出できませんので電気代があがり続けている今、早く業務を終わらせ、帰宅し、自然の風に当てるよう心がけています。

正に生産性を上げて業務に取り組むよう、毎日少しずつでも工夫改善していき、電気代を抑えたいと思います。



今回は、郡山支部の橋本市朗さんをお願いしました。お忙しい中、快くお受けいただき感謝いたします。宜しくお願い致します。

「情報・一番」

インボイス制度について



公認会計士・社会保険労務士 新宅 弘 晃 (いわき支部)

消費税に係るインボイス制度について説明する前に、その理解を促進すべく消費税一般に係る説明を行う。インボイス制度についての説明は必要最小限であるため、詳細については顧問税理士等へ確認されたい。

消費税とは、「国内において、事業者が事業として対価を得て行う課税資産の譲渡等」に対して課税され、①国内において行われるものであること^{*1}、②事業者が事業として行うものであること^{*2}、③対価を得て行うものであること、④課税資産の譲渡等であること^{*3}、の4要件が必要とされる。

- ※ 1 国内において行われることを要件としているため、輸出取引は消費税が課税されない免税取引とされ、国内を通じない国外で行われる取引はそもそも消費税が課税されない不課税取引とされる。
- ※ 2 「事業者」とは個人事業者及び法人をいい、「事業として行う」とは反復継続性を有しかつ独立して行うものである。なお、事業活動の一環として又はこれに関連して行われる取引も「事業として行う」に含まれる（例えば、事業用車両などの譲渡は、反復継続性はないものの課税対象となる。）。
- ※ 3 課税資産の譲渡等とは、資産の譲渡若しくは貸付又は役務の提供をいう。なお、役務の提供とはサービスの提供と考えればよい。

消費税とは、その名の通り消費に対して課税されるものであるため、消費されることのない

土地、有価証券（消費を目的とするものではなく、保有による支配の確保又は運用等を目的とする）等に係る取引は消費税の課税されない非課税取引とされる。また、社会政策的配慮から医療保険、介護保険若しくは社会福祉事業等によるサービスの提供等又は埋葬料等についても非課税取引とされる。

※上記には非課税取引、免税取引、不課税取引を挙げているが、これらはいずれも消費税が課税されないことは共通しているが、課税売上高割合の算出過程でそれぞれの扱いが異なる。課税売上高割合の説明については割愛する。

次に消費税は間接税であることについて確認する。消費税を負担する者は、それを消費する消費者である。図①で確認されたい。

ここから言えることは、消費者が最終的に消費税のすべてを負担する間接税であり（すなわち、消費者が直接国に納付するものではなく、小売業者等の納税義務者を通じて納付するものである。）、納税義務者が納付する消費税は、単に預かっているものを納付するに過ぎない。したがって、インボイス制度を導入することは、免税事業者とされる小規模事業者に対し事実上強制的に納税義務を強いることとなり酷であるとの声もあるが、消費税の枠組みで考えた場合至極当然のことであり、小規模事業者にとって酷である理由は事業者間の地位の優劣等による

価格転嫁が容易にできないこと等であり、これらは不公正な取引方法等を制限する法律である独占禁止法や下請法での解決に委ねることが望ましいものとする。

次にインボイス制度について説明する。

消費税の納税額は、簡単にすると、売上に係る消費税（すなわち、受け取った（預かった）消費税。）から、仕入等に係る消費税（すなわち、支払った（仮払いした）消費税。）を控除した差額である。この仕入等に係る消費税を売上に係る消費税から控除することを仕入税額控除という。インボイス制度は、適格請求書保存方式と呼ばれ、この仕入税額控除ができるための要件を設定するものである。仮に仕入税額控除ができないとなれば、消費者が負担すべき消費税の一部を納税義務者が負担するという本来の消費税の枠組みとは異なる形となり、納税額は過大となる。

インボイス制度は、仕入税額控除のためのエビデンスである仕入等の支払先の発行する請求書等が、ある一定の要件を定めた様式であることを求めるものであり（この要件を整えた請求書等を「適格請求書」という。）、その要件を欠

く請求書等に基づき行った仕入税額控除は、最終的に税務調査等で否認され、結果、修正申告又は更正により、納税額が引き上げられることとなる。

最後に、上記、適格請求書となるための要件について記載する。要件は、下記を請求書に記載することが求められる。

■適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

※適格請求書発行事業者とは、適格請求書を発行するために税務署の審査を受けて登録される事業者をいい、この登録は消費税の課税事業者であることが必要である。したがって、免税事業者は適格請求書発行事業者となることはできないため、免税事業者のままの場合、その免税事業者との取引からはその取引先は仕入税額控除ができないことから、取引を拒絶する可能性があることにより、免税事業者は事実上課税事業者となることを強いられる。

■取引年月日

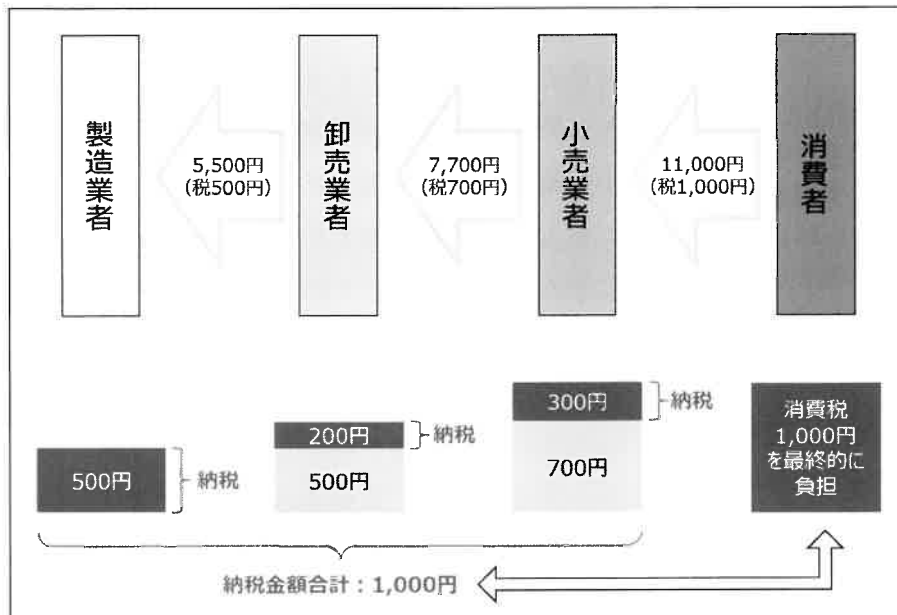
■取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

■税率ごとに区分して合計した税込対価の額（税抜又は税込）及び適用税率

■税率ごとに区分した消費税額等

■書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

図①



※税率10%で計算
 ※消費税は、売上に係る消費税額から、仕入等に係る消費税額を控除し、その差額を納付することとされている。

会津支部紹介



〈会津支部の特徴〉

会津地方は、愛知県や千葉県とほぼ同じ面積を誇り、福島県の約40%を占めています。そのような広大な会津地方を地盤として活動しているのが会津支部（支部長：榎田哲士）で、令和5年4月1日現在で48名（開業37名、法人1名、勤務10名、）の会員が活躍しています。

会津地方には、歴史に根付いた文化、雄大な自然や温泉、豊かな食文化などがあり、これらの産業（観光業、宿泊業、酒造業など）を社会保険労務士としてお手伝いしている会員も少なくありません。

〈行政への協力〉



相談会風景

会津支部は、会津若松市主催の「無料社会保険労務士相談会」へ毎回2名の会員を相談員として派遣しています。

相談会は、奇数月の第4火曜日に会津稽古堂で実施され、毎回数名の相談者が訪れます。

時には、開始時刻を待たずに来訪される相談者もいて、労務問題や年金問題への関心の高さを実感するとともに、社会保険労務士会会津支

鈴木 壮太郎（会津支部）

部として地域貢献に寄与していると強く感じることもできます。

〈独自の試み？意見交換会〉

会津支部では、年3回の研修を実施しています。

3回のうち2回は、知識や技能習得のための研修ですが、残りの1回は、意見交換会として実施しています。

意見交換会は、コロナ禍で研修・懇親会等が開催できず、会員同士の交流が減少していたことがきっかけで始まりました。社労士には、コロナ禍ならではの特殊な業務もあり、会員間でいろいろな情報を共有することは、大変有益なことであると思われたためです。

最初の開催時（令和3年2月）は、まだコロナ禍だったので、十分な感染対策を施した中での開催でした。参加者は、各自の近況を披露し、情報提供を行い、他の会員に聞きたいことを質問していきましました。結果、「オトクな情報」や実務上困っていた点を他の会員に聞くことで、解決策が見いだされるなど、大変有意義な会となりました。

初回の意見交換会は、非常に盛り上がり、予定時間を迎えても、参加者は、まだ話が尽きず、充実した表情で帰られていたのが印象的でした。

これを機に、意見交換会を毎年1回開催する運びとなり、現在は、途中でランチを挟むこともあり、“ランチ会”のような和気あいあいとした会になっています。

まだ、未参加の会津支部会員は、ぜひ一度参加をご検討いただければ幸いです。

(※筆者注：現在、筆者は、会津支部副支部長(研修担当)をさせていただいています。)



研修会風景

〈会津支部の今後〉

先述した通り、会津地方は広く、最北東の北塩原村(裏磐梯)から最南西の只見町まで会員がいます。広範囲に会員が散らばっているの
で、支部研修や懇親会などがあっても、多くの

会員が一堂に会することは、なかなか難しい事情があります。

研修会などへの参加率の問題は、業務多忙などの問題もあり、地理的な問題だけとは限りません。しかし、最近は、Zoomなどのツールを利用し、オンラインでの会議や研修も普及してきましたので、こういった方法を取り入れて参加者を増やす試みを実施していく必要性を議論しています。

なお、初の試みとして、8月に予定している研修では、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド研修を行うことが決定しており、数名の会員がオンラインでの参加を希望しています。

今後も、電子化に不慣れな会員へのフォロー体制も用意しつつ、さらなる改善を図りながら運営していく方針です。

社会保険労務士は、国家資格者だから安心。
信頼できる身近な相談相手ですから、お気軽にご連絡ください。

社会保険と労務のエキスパート。
福島県社会保険労務士会会津支部

社会保険労務士への業務委託がもたらす
大きなメリット

- 1 経営業務に専念できます。
労務・社会保険の複雑な事務処理にわずらわされることなく専念できます。
- 2 労働環境が整備できます。
それぞれの事業所に合わせたアドバイス、指導が受けられます。
- 3 経営の円滑化が図れます。
労務・社会保険に関する法令の最新情報は、常に最新情報にアップデートされ、経営に有利です。
- 4 帳簿書類も正確に作成されます。
行政機関への報告・提出書類がスピーディーに、正確に作成されます。
- 5 求人にも対応できます。
最新の求人情報を早く把握し、人材確保の幅が広がります。

社会保険労務士は
ビジネスにゆとりを提供いたします。

新 入 会 員 紹 介

1. 氏名 2. 住所 3. 入会年月日 4. 登録区分（開業・勤務等） 5. 開業事務所名又は勤務先名
6. 関係資格・特技など 7. 趣味・スポーツ 8. 社労士を目指した理由、抱負など



1. 伊藤 佳奈
2. 会津若松市館馬町
15-50-103
3. 令和5年4月1日
4. 勤務
5. 渡部弘志社会保険労務士事務所

6. なし
7. ピアノ
8. 4月1日付で登録させていただきました伊藤です。昨年の12月までは東京で長い間ピア

ノ講師をしておりましたが、今年1月から地元の会津若松に戻り社労士事務所で勤務させて頂いております。まったく畑違いの環境にいた私ですが、身近に社労士や税理士が多く、彼らの話を聞いているうちに社労士業に興味を持ち、資格を取るに至りました。まだまだ勉強不足な面も多いので、これから力をつけていけるよう精進したいと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。



1. 高橋 純
2. 福島市吉倉字吉田
32-2-1-604
3. 令和5年5月1日
4. その他
5. なし

6. 日商簿記2級
7. ウォーキング、ヨガ
8. 夫の転勤で4月に福島に転居して参りました高橋純と申します。よろしくお願ひ致します。最初の登録は平成18年ですが、3年程前に親の介護のため離職し、今は登録のみさせて頂いている状況です。

社会保険労務士を目指したのは、家族の転

勤等で何度か転職する中で働くルールが企業によってずい分違うことに気付いたことがきっかけです。社会保険加入にも条件があることを知り、残業なし = 残業代払わない(イコール)ということに気付かされたり、また有給の日数も法改正前の日数を適用していた会社もありました。さらに私が派遣されていた会社で、社員の通勤災害（交通事故）や業務に起因したけが等の手続に携わり、やりがいを感じたことも理由の一つです。

社会情勢も労働環境も年々大きく変化していきますが、これからも研さんに努め、困っている人に寄り添っていきたいと思います。



1. 濱田 昌良
2. 双葉町長塚字町西1-11 駅西住宅A-2
3. 令和5年6月1日
4. 開業
5. 浜田経営労務相談室

6. 行政書士
7. 10年前に福島市に住んでいた時に、山登りを始めました、今度は、浜通りで、釣りにチャレンジしたいと思います。
8. 私が社労士になったきっかけは、前職で、

こころの病に関して、障害年金や労災、傷病手当についての御相談を多く受けることとなったためです。65歳を機に独立し、福島の浜通りの復興支援に取組ませていただきたいと思い、双葉町に単身移住して参りました。特定社労士の付記も受けて、早速、福島労働局へのあっせん申請も体験させていただいたところです。今後、厚労省の助成金や経済産業省の補助金関連も含め、幅広く経験したいと思っていますので、よろしくご指導お願い申し上げます。



1. 齋藤 譲一
2. 福島市南矢野目字中屋敷 58-1
3. 令和5年8月1日
4. 開業
5. 社会保険労務士 さいとう事務所

6. 行政書士、宅建士、簿記3級
7. 囲碁番組(NHK)の視聴、福島県の美味しい日本酒を楽しむこと
8. 「人生100年時代、生涯現役でありたい」という思いを強く持ったことが社労士を目指した一番の理由です。前職は県内の新聞社で、私は主に広告の仕事に携わっておりました。

定年を意識した50歳位から、このまま会社員で終える自分に疑問を感じ、役職定年後は仕事に張り合いを見いだせずにおりましたが今は、第2の人生のスタートラインに立つことができワクワクした気持ちであります。

第2の人生、社労士という仕事を通して少しでも社会に役立ちたいと考えております。まずは、ダメ元の精神で様々なことにチャレンジし経験を重ね、一日も早く信頼される社労士になれるよう精進してまいります。

諸先輩方のご指導を賜れば幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。



1. 猪俣 浩司
2. 郡山市山根町10-1
3. 令和5年8月1日
4. 勤務等
5. 社会保険労務士法人みどり人事サポート

6. FP 2級、日商簿記2級
7. ワイン
8. 前職はサービス業に長く従事していまし

た。子供を授かったことを機に、一念発起して資格取得を目指し何度も挫折を経験、諦めずに挑戦を続けて昨年合格しこの度登録することができました。

これからも初心を忘れずに精進して参ります。

ご指導下さいますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



1. 吉田 恵美
2. 福島県須賀川市八幡山1-16
3. 令和5年8月1日
4. 勤務
5. あおぞら社会保険労務士事務所
6. 特になし

7. 読書、漫画、アニメ
 8. 私は以前、一般企業で人事部に所属していました。人事部の先輩社員に社会保険労務士の資格を持っている方がおり、そこで初めて社会保険労務士という資格があることを知り

ました。

その方は、労働に関する知識が豊富で、一緒に働いていく上で尊敬の念を抱くようになり、私も社会保険労務士という資格を取ってみたいと思い社会保険労務士を目指しました。

私は現在、社会保険労務士事務所で勤務しています。社会保険労務士の知識を活かし、お客様の気持ちに寄り添い、悩みを解決していく社会保険労務士になりたいと考えています。

全国社会保険労務士会連合会からのお知らせ

“社会保険労務士向け”及び“関与先企業様向け” 「使用者賠償責任保険制度」 加入のご案内

(使用者賠償責任保険+雇用関連賠償責任保険)

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛(それに起因する身体の障害を含みます。)または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

本制度にて「ストレスチェックサービス」を無料で利用することができます。
 詳細は下記提携募集代理店までお問い合わせ下さい。

本制度は、事務幹事代理店「有限会社エス・オール・サービス」と、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」との提携方式による募集となります。この記事は使用者賠償責任保険制度の内容についてご紹介したものです。保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」のWEBサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

【本件に関するお問い合わせ先(提携募集代理店)】

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC) 公務広域法人部
 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8F
 ・問い合わせ電話番号 フリーダイヤル0120-015-466
 IP電話からは03-3243-7025 (受付:平日9時~17時)
 ・専用サイト <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi/>

関与先企業様向
 サイバーリスク保険
 新発売!!
 ※詳細はお問合先まで

TAC 使用者賠償責任保険 で 検索

【事務幹事代理店】有限会社エス・オール・サービス(TEL 03-6225-4873)

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

2022年1月作成 21-TC08755

支 部 だ よ り

福島支部

2月10日 第3回支部研修会

(コラッセふくしま・Zoom)

出席35名

『公益財団法人 産業雇用安定センターの紹介』

担当：公益財団法人 産業雇用安定センター
福島事務所

所長 古川 公義 様

『出生時育児休業給付金をはじめとする雇用
継続給付金について』

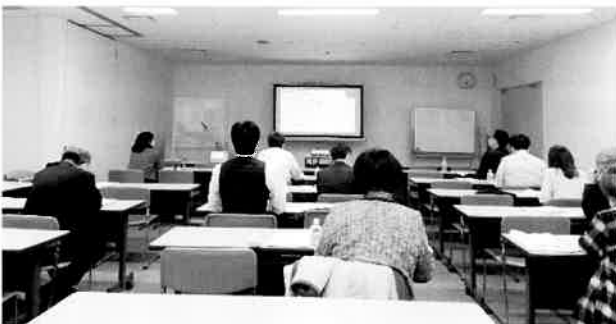
講師：ハローワーク福島

雇用保険適用課長 鈴木 芳行 様

『労働基準監督署による監督・送検のリスク
管理』

講師：ニシワキ法律事務所

弁護士 西脇 巧 様



2月24日 支部会報第79号発行

3月17日 第4回幹事会 (サンライフ福島)

- ① 令和5年度定時総会議案書の件
- ② その他総会進行に関する確認事項等

4月14日 第46回定時総会 (福島テルサ)

出席27名 委任者数39名

5月12日 第2回幹事会 (サンライフ福島)

- ① 支部事業活動の件
- ② 第46回定時総会における申送り事項
- ③ 県会総会について
- ④ その他

6月23日 第1回支部研修会 (コラッセふくしま)

出席41名

『算定基礎届、電子申請、改正育児・介護休
業法における保険料免除の実務』について』

講師：東北福島年金事務所 適用調査課

課長 佐藤 ゆり 様

『岩崎仁弥先生に学ぶ！就業規則作成のカン
ドコロ1～みなさんの不安を解消します～』

講師：株式会社リーガル・ステーション

特定社会保険労務士 岩崎 仁弥 様



7月18日 令和5年度県北士業協議会 (福島テルサ)

菱沼生美支部長、一條雅敏副支部長、佐藤龍
樹事務局長

出席3名

7月28日 第2回幹事会 (チェンバおおまち)

- ① 「第1回福島支部研修会」振り返りにつ
いて
- ② 「第2回福島支部研修会」研修内容・講
師について
- ③ 支部定時総会申送り事項について (規程

- の検討等)
- ④ 支部会報（発送時期、内容等）、開業者名簿について
- ⑤ 「県北士業協議会打合せ」のご報告
- ⑥ その他

- ① 支部会報の発行
- ② 県北士業協議会への参加
 - ・市民無料相談会
 - ・県北士業協議会情報交換会
- ③ その他必要と認められる事業

【令和5年度 福島支部事業計画】

本年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが変更となります。また、政府は「賃上げ」、「少子化対策」を重要な政策として掲げております。このような状況の中、我々社会保険労務士が果たすべき役割、職責はますます大きくなり、それらに対応することができるよう、下記の事業を計画してまいります。

1. 能力・資質の向上を図り、倫理の維持・向上を図る事業

- ① 社会保険労務士業務に関連した法改正に対応した研修
- ② 社会保険労務士の実務に関連した各種届出書類等の様式・行政の取扱いの変更に対応するための研修
- ③ 社会保険労務士業務における各分野の専門性を高める研修

2. 社会保険労務士制度の普及・地位の向上を図る事業

- ① 県会、各種団体・行政からの相談員、講師の派遣依頼への対応
 - ・被災者支援無料相談、福島県立医大における「がん就労支援」等

3. 関係官庁の出先機関との連絡・調整事業

- ① 行政手続の適正化と、依頼者等の権利・利益に寄与するための必要に応じた関係行政機関との打ち合わせ、並びに県会事業との連携を図っていく

4. その他必要と認められる事業

郡山支部

4月10日 第1回支部幹事会（オンライン）

出席10名

- ・令和4年度会計監査
- ・令和5年度通常総会議案書等の審議

4月28日 通常総会（郡山ビューホテルアネックス）

出席98名（委任者72名含む）

- ・令和4年度活動報告、収支決算・会計監査報告
- ・令和5年度事業計画、収支予算承認の件
- ・役員改選

6月14日 第2回支部幹事会（オンライン）

出席11名

- ・令和5年度事業活動の件
- ・県会理事会報告等
- ・支部委員会決定

7月3日 第1回業務委員会（オンライン）

出席 業務委員3名 事務局1名

- ・第1回支部研修会日程調整
- ・第1回支部研修会研修内容について

【運送業の労務管理について】

講師：赤坂 利彦 会員（予定）

【助成金とは？&離職理由基礎知識、社労士
ダークサイドに落ちないために】

講師：岡 佳伸 先生（予定）

7月10日 須賀川労働基準監督署、郡山年金事務所、郡山公共職業安定所 訪問

訪問者：田中支部長、新田副支部長、御代田副支部長、事務局 4名

7月24日 第1回企画委員会（オンライン）

出席 企画委員5名 事務局1名

- 支部活動の活性化について
- 支部会員との親睦について

7月25日 須賀川公共職業安定所、郡山労働基準監督署 訪問

訪問者：田中支部長、新田副支部長、御代田副支部長、事務局 4名

8月3日 白河労働基準監督署、白河公共職業安定所 訪問

訪問者：田中支部長、真船副支部長、事務局 3名

労務担当：鈴木荘太郎会員、年金担当：真船茂会員

相談件数：2件

8月18日 実務研修および暑気払い（ルネッサンス中の島）

1. 「適正な歩合給制度実現のために」

講師：渡部 翔太 会員

2. 「エムケイシステムのシステム障害について」

講師：榎田 哲士 会員

後藤 烈史 会員

会津支部

4月4日 第1回役員会（Zoom）10名参加
支部総会役割分担等。

4月21日 定期総会（ホテルニューパレス）
出席会員23名、委任状提出会員23名

5月23日 社会保険労務士無料相談会（会津稽古堂）
労務担当：鈴木荘太郎会員、年金担当：板橋奎一郎会員

相談件数：3件

5月30日 第2回役員会（アドリア北出丸カフェ）9名参加

令和5年度研修予定、県総会役割分担等。

6月27日 「会津支部だより」発行



7月25日 社会保険労務士無料相談会（会津稽古堂）

【今後の社会保険労務士無料相談会】

9月26日 協力予定会員 鈴木荘太郎、鈴木 淳
11月28日 庄司 義信、真船 茂
1月23日 吉田 守、鈴木 淳
3月26日 吉田 守、鈴木 淳

【今後の支部行事予定】

10～11月 業務研修予定（講師（弁護士）招聘予定）
1～2月 研修・新年会（予定未定）

いわき支部

令和5年度は支部役員の変更の年度となり、中目前支部長から加藤新支部長にバトンが渡されました。また、幹事の人数も5人から8人に増え、入会間もない会員も新しく幹事として加わりました。

新型コロナウイルス感染症が五類に移行となり行動制限が緩和され、いわき支部においても今年度は3回の支部研修会と懇親会を計画しております。また、五士業協議会（税理士会、司法書士会、行政書士会、土地家屋調査士会、社労士会）におきましても、相談会は見送りとな

りましたが、懇談会（交流会）が予定されております。

コロナ渦で急速に広まったZoomなどのオンラインツールについては今年度も引き続き活用しつつ、対面でのお互いの顔の見える関係作りと、オンラインツールの利便性を両立しながらハイブリッド開催にて、会議や研修会を行って参ります。

行き届かない面も多々あるかと存じますが、引き続き支部会員の皆さまのご協力を何卒宜しくお願い申し上げます。

2月3日 第3回支部研修会

「会社を守る！労基署対応の勘所～労働時間管理・未払い残業代・労災を中心に～」

講師：弁護士 飯島 潤 氏

(多湖・岩田・田村法律事務所)



2月7日 諏訪支部交流事業 第2回諏訪支部研修会 (ZOOMリモート参加)

「働き方改革について」

講師：片山 佳子 氏

(岡谷労働基準監督署 監督課長)

3月24日 第3回幹事会 (いわき市労働福祉会館)

出席幹事5名、顧問2名

4月5日 事業会計監査 (いわき市労働福祉会館)

出席幹事2名、監事2名

4月13日 臨時三役会議 出席幹事3名

4月28日 第53回支部定時総会 (グランパークホテルパネックスいわき)



出席18名、委任36名

第1回幹事会 出席幹事8名

5月18日 業務引継 (いわき市労働福祉会館)

出席幹事4名、中目前支部長

5月26日 諏訪支部交流事業

諏訪支部定時総会 (ホテル紅や) 中目前支部長来賓出席

5月30日 第2回幹事会 (オンライン)

出席幹事8名

7月25日 臨時支部研修会担当会議

出席幹事4名

いわき五士業連絡協議会 (いわき市中央台公民館) 菊地副支部長、飯高副支部長、大平事務局長出席

8月上旬 第3回幹事会 (オンライン)

8月上旬 支部会報いわき第17号発行

【今後の予定】

9月22日 第1回支部研修会 (いわき市生涯学習プラザ)

「雇用保険申請実務について」

講師：齋藤 昇子 会員

「時間外上限規制について」

講師：田村 耕一 会員

11月17日 いわき五士業連絡協議会懇談会

12月 第2回支部研修会

令和6年

2月 第3回支部研修会

【通年開催中】

いわき市 無料 労働・年金相談所

毎月第3火曜日（いわき市役所総合政策部広報広聴課）

（※東日本大震災復興支援事業の一環として実施）

相馬支部

3月7日 支部幹事会（南相馬市情報交流センター）

参加者10名

- ・令和5年度支部通常総会の開催
- ・県総会への協力
- ・次期幹事の互選と推薦

決定事項：

- ・新たに末永忠之会員を幹事に推薦し、支部総会に諮ることといたしました。

4月21日 令和5年度支部通常総会（五月）

出席12名（支部会員総数18名）

- ・行動制限が緩和されてから初めての集合による通常総会でした。
- ・支部幹事と監事の改選をいたしました。

支部幹事：亀井浩之会員、草野智正会員、
草野渉会員、末永忠之会員、鈴木慎太郎会員、蓬田信一会員

支部監事：松本東海会員

同日第1回支部幹事・監事会を開催し、支部長に草野智正会員、副支部長に鈴木慎太郎会員を互選いたしました。

謝辞：令和4年度にて支部幹事を退任された草野有道会員、草野きみ子会員、草野英夫会員、根本伸一会員、平間志津子会員に心より感謝申し上げます。長年にわたり支部運営にご尽力いただきましたことを深く敬意を表します。

5月10日 第2回支部幹事・監事会（南相馬市情報交流センター）

出席6名

議題：研修や支部事業、支部規約（仮称）の制定、支部の役割分担等

6月9日 第46回県定時総会

御参加いただきました会員の皆様、大変ありがとうございました。また、総会運営に御協力を賜りました支部会員の皆様、大変お疲れ様でした。この場をお借りして感謝申し上げます。

6月20日と28日 各行政機関へあいさつ回り

参加者：支部長

【今後の予定】

9月下旬から10月 支部研修会と懇親会を開催する予定です。



●●● 会 員 異 動 状 況 ●●●

(R5.9.1現在)

1. 入 会 者

氏 名	事務所名又は勤務先	事務所又は勤務先所在地	電話番号 FAX番号	支 区 分	入会月日
伊藤 佳奈	渡部弘志社会保険労務士事務所	会津若松市白虎町152-1 2F	0242-32-4488 0242-32-7666	会津 津務	5.4.1
佐藤 一幸				福島 その他	5.4.1
高橋 純				福島 その他	5.5.1
濱田 昌良	浜田経営労務相談室	双葉郡双葉町大字長塚字町西1-11 双葉町駅西住宅A-2	080-5020-2024	いわき 開業	5.6.1
猪俣 浩司				郡山 山務	5.8.1
齋藤 譲一	社会保険労務士 さいとう事務所	福島市南矢野目字中屋敷58-1	090-5233-6179 024-555-0308	福島 開業	5.8.1
吉田 恵美				郡山 山務	5.8.1
三浦 篤史		郡山市長者1-8-23 プレミスト郡山長者302	090-2977-0525	郡山 その他	5.8.1
富永 陽	富永人事労務経営	白河市追廻72-1 スリーオークB201	080-5574-9422 0248-25-6100	郡山 開業	5.8.15
須田 浩之		郡山市虎丸町12-22 シャトレ虎丸201号室	090-3757-1688	郡山 その他	5.9.1
社会保険労務士法人いわき労働協会 代表社員：大平裕太郎、社員：大平 一雄			いわき市小名浜林城字塚前23-1 テナントB	0246-58-2246 0246-58-2298	いわき 法人
社会保険労務士法人郡山労働法務事務所 社員：草野 昌利			郡山市朝日一丁目20-8 バースランド朝日202号	024-953-4404 024-953-4533	郡山 法人

2. 退 会 者

氏 名	事務所名又は勤務先	事務所又は勤務先所在地	区分	退会月日
鈴木 久敬	鈴木久敬社会保険労務士事務所	福島市新浜町1-24	福島 開業	5.3.31
菊池 亘	社会保険労務士・社会福祉士事務所 応縁～O-EN～	白河市東小丸山52-6	郡山 開業 東京会へ	5.3.31
林 千鶴雄			福島 山務	5.3.31
鈴木 智明			福島 山務	5.3.31
金成 信也	金成社会保険労務士事務所	いわき市内郷高坂町1-102-1	いわき 開業	5.3.31
河野 哲史	株式会社アマダ	神奈川県伊勢原市石田200	福島 山務	5.5.1
佐野 光夫	佐野社会保険労務士事務所	郡山市富久山町八山田字勝木沢69-10	郡山 開業	5.6.20

3. 異 動 ・ 変 更 等

※住所変更は除く

氏 名	変 更 事 項	変 更 内 容	変更月日
村上 裕理	事務所所在地、FAX番号	郡山市菜根三丁目16-6 FAX 024-935-1393	5.2.7
大平 一雄	付記	特定社会保険労務士	5.3.1
菅野 公司	事務所名称	ヒューマンキャピタルコンサルタントオフィス	5.4.1
笠間 和彦	区分	開業→その他	5.4.1

氏名	変更事項	変更内容	変更月日
齋藤昇子	区分(勤務→開業)	齋藤昇子社会保険労務士事務所 いわき市小名浜愛宕町6-13 コーポヤナイC102 TEL 0246-85-0755	5.4.1
佐久間智明	付記	特定社会保険労務士	5.4.1
齊藤和代	付記	特定社会保険労務士	5.4.1
金幸子	区分	勤務→その他	5.4.1
大平裕太郎	区分(開業→法人社員) 事務所所在地	社会保険労務士法人いわき労働協会 いわき市小名浜林城字塚前23-1 テナントB	5.4.3 5.6.1
大平一雄	区分(開業→法人社員) 事務所所在地	社会保険労務士法人いわき労働協会 いわき市小名浜林城字塚前23-1 テナントB	5.4.3 5.6.1
長谷川充彦	付記	特定社会保険労務士	5.4.15
鈴木聡美	付記	特定社会保険労務士	5.4.15
長岡聡	付記	特定社会保険労務士	5.4.15
田久里美	事務所所在地	相馬市中村字北町7-9	5.4.18
神田広美	事務所所在地、電話番号、FAX番号 支部の異動	郡山市喜久田町字四十坦5番地の290 TEL・FAX 024-973-5576 福島支部→郡山支部	5.5.1
草野昌利	区分(開業→法人社員) 事務所所在地	社会保険労務士法人郡山労働法務事務所 郡山市朝日一丁目20-8 パースランド朝日202号	5.5.1
菊地秀明	事務所所在地	いわき市平上荒川字長尾32-1 FAX 0246-38-9009	5.7.24
小佐野陽	勤務先所在地	いわき市平上荒川字長尾32-1 FAX 0246-38-9009	5.7.24
あすか社会保険 労務士法人	事務所所在地	いわき市平上荒川字長尾32-1 FAX 0246-38-9009	5.7.24
阿部佳男	事務所所在地	郡山市島二丁目2-9	5.8.1
熊谷輝明	事務所所在地	須賀川市寺町391 小枝ハイツ103	5.9.1
山口江美	区分(勤務→開業)	山口社会保険労務士事務所 郡山市七ツ池町13番18号 ロカド香久山B棟だいたい TEL 080-8217-5534	5.10.1

4. 会員の現況

	福島	郡山	会津	いわき	相馬	合計
開業 (法人社員含む)	72	112	38	57	17	296
勤務等	21	25	10	9	1	66
計	93	137	48	66	18	362
法人	5	14	1	4	3	27

計 報

令和5年6月19日 逝去 郡山支部 佐野光夫 会員(開業)

経歴 平成18年4月1日入会

謹んでご冥福をお祈り申し上げます

編集後記

今年7月に初めて手術を体験しました。何年か前から胆石が大きくなっていると診断され早めにとってしまうことをすすめられていました。今は腹腔鏡による手術で手術日から5日目には退院ということになりました。毎年の健康診断の重要性、また健康のありがたみを実感する出来事でした。(K. K)

毎日暑い日が続いています。今はお盆前ですが今年は例年よりも猛暑日が多いので、クーラーの部屋から出るのが億劫でなりません。猛暑の影響により、福島の水の温度も高く、普段は福島までは来ない生物が来襲しています。カツオノエボシという名前のクラゲをご存じでしょうか。普段は、神奈川県湘南海岸の水温が高めの湾で多く発生しています。非常に毒性が高く、刺された際の感電した様な痛みは半端じゃありません。私が刺された際は、その電流の様な衝撃で腕が水面から空中まで飛び上がりました！近くにクラゲがいるときはクラゲに触れていなくても水中でピリピリするので、海水浴の際に、ピリピリしたときは気を付けてくださいね！(S. E)

毎日暑いですね。冷房に頼りきりの日々で、汗腺もすっかり衰えてしまいました。その点、2歳になる息子は毎日のように、汗だくになって走り回っております。代謝がよくて羨ましいです。Mr.Childrenの歌詞ではないですが、夏休みのある小学校時代に帰りたいです。

(Y. M)

広報委員を続けて担当します。6月の総会は、相馬支部会員はじめ事務局と会員皆様の尽力により無事開催され、久しぶりに懇親会も行われました。さて、今回の号では笑顔の写真を掲載しています。笑顔は健康にも良いと云われていますし、なによりも人と人とのつながりを作る大切なものです。笑顔を忘れずに頑張りたいと思います。(T・K)

我が家にメダカが仲間入りしました。

晴れ渡る青空の中、メダカたちも暑い夏を乗り越えようとがんばっています。実母もそれにこたえて、メダカたちのためにお世話しています。自分の体を大切にすることで、めだかを大事にすることにも繋がります。

お互いに熱中症対策して元気に過ごしましょう。(A. M)

コスパ、タイパ、正規・非正規などの言葉があまり好きになれません。利己的とかなんとか。人に対して使う言葉ではないような気がします。機械にならOKですね。一方で、「きずな」や「つながり」や「伝統」という言葉は聞くと安心します。人に何かを伝える際に、いかにその心を傷つけないか。むずかしいですね。労働条件通知書は非人間的だと思います。(T. N)

会報 社労士ふくしま No.120

令和5年9月15日発行

発行所 福島県社会保険労務士会

〒960-8252

福島市御山字三本松19-3

TEL 024-535-4430

FAX 024-534-5432

発行責任者 会長 吉田 昌樹

編集 広報委員会

印刷所 陽光社印刷株式会社



2023年 8月25日

株式会社エムケイシステム

代表取締役 三宅 登

社労夢サービス障害のお詫び

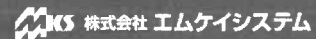
この度、2023年6月5日(月)から「社労夢シリーズ」のサービスを停止することとなり、ユーザー並びに関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

今後、お客様に安心してご利用いただくため、情報セキュリティ対策及び監視体制の見直し・更なる強化を実施し、同じ事態が発生しないよう再発防止策を徹底してまいります。

この間、たくさんの厳しいご意見や励ましのお言葉をいただき、全てのご意見に心より感謝いたしますとともに、今後ますます社会保険労務士の皆様や関連分野の発展に少しでも貢献すべく、取り組みを進める気持ちを新たに、社員一同励んでまいります。

最新情報は弊社ホームページでご確認いただけます ▶ <https://www.mks.jp/shalom/news/>

東京オフィス 〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラ プレステージタワー 18F



週刊 労働新聞+電子版

人事・賃金・労務の総合情報紙

昭和26年創刊、労働諸法規の実務解説はもちろん、労働行政労使の最新の動向を迅速に報道します。さらに平成21年より労働新聞電子版にてバックナンバーの閲覧、弁護士や専門家によるセミナー動画の配信、毎月の人事労務だよりのダウンロードサービス、判例検索、月4回のメールマガジンなど業界一の情報です。タブロイド判 16ページ 月4回発行 購読料(新聞と電子版合わせて)税込3,850円/月



◆ ご購読 見本試読のお申込 ◆ (株)労働新聞社 仙台総局



〒980-0012 仙台市青葉区錦町1-2-10-303 TEL 022(222)9289 <https://www.rodco.jp>

管理監督者のための

採用から退職までの法律実務 (改訂第17版)

安西 愈 弁護士 著

A5判 本文492頁(約2cm) 定価/1,800円+消費税

詳細及びお申込み方法はHPよりご覧いただけます 🔍「埼玉経協」で検索

発行・販売・申込先/一般社団法人 埼玉県経営者協会

〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5-9F

お問い合わせ/ ☎048-647-4100 ✉info@saitamakeikyo.or.jp



採用、労働契約、労働慣行、ハラスメント、賃金、労働時間、フレックスタイム制、みなし、テレワーク、副業・兼業、裁量労働、休憩、休日、時間外、高度プロフェッショナル制度、休暇、人事異動、懲戒、退職と定年(再雇用)、解雇、パート・有期社員、同一労働同一賃金、育児・介護休業、紛争解決手続き など

* 図表と判例を多く掲載



失業なき労働移動をめざして

公益財団法人 産業雇用安定センター

1987年に労働省（当時）、日経連、産業団体などが協力して設立した公的機関。

雇用の問題 お悩み解決のためのサポートをします

早期退職を募らなくてはいけなくなりました。
従業員の次の就職先を見つけたい。無料でできないか。

一時的に社員の仕事が無くなってしまう。
雇用は守りたい。そんな時どうすればいいの。

求人出しても応募がない、また当社に合う方が応募してくれない。
当社に合う方を紹介してくれたら助かるのに。

人材育成で他社の経験をさせたいが
出向先をどうしたらいいか。

定年を迎える社員。能力も高く経験も豊富。
引退してしまうのはもったいない。
まだまだ社会に貢献できるのに。



ハラスメント防止などの社員教育に課題があり、
セミナーの必要性は感じているが
なかなか手が回らない。



働く と雇用を無料でサポートします。 お気軽にお問い合わせください。



〒960-8031 福島市栄町6-6ユニックスビル7階

TEL:024-523-4520

FAX:024-523-4521

E-Mail : fukushima-j2@sangyokoyo.or.jp

www.sangyokoyo.or.jp

産業雇用

検索



陽光社は 未来につながる エコ活動に 取り組んでいます



ようちゃん®



New Qualityの世界へ

陽光社印刷株式会社

〒960-0112 福島市南矢野目字萩ノ目裏1-1

TEL 024-553-4600

FAX 024-554-4420

陽光社公式SNS
QRコード▶



E-mail info@yokosha.co.jp <https://www.yokosha.co.jp>

エコアクション21 福島県認証第1号

10190130(10)

エコアクション21
®環境省
認証番号0000015

【報酬制度】口座振替システム

～社会保険労務士報酬専用商品～

顧問先さまのご負担を軽減

顧問先さまの現金・小切手の準備、振込手数料・手間が省けます。

社労士事務所のご負担を軽減

集金・送金依頼の手間が省けます。



選べる振替日

口座振替日は8日、22日のどちらかをお選びください。

ご利用料金(消費税別)
基本料:2,000円
 +
請求1件:112円

請求件数	料金
10	3,120円
30	5,360円
50	7,600円

顧問報酬の請求明細は「インボイス制度」に対応！

- 貴事務所のパソコンで「インボイス対応 顧問報酬請求明細」を作成・交付可能
- 貴事務所発行の当インボイスで、顧問先さまは『仕入税額控除』が可能
- 「電子帳簿保存法」にも対応
- 「消費税・源泉所得税の自動加算機能」により手間が省け、誤入力も未然防止

報酬口座振替システムのご案内



報酬口座振替システム利用開始までの流れ



社労士事務所向け

システムの特長はこちらの動画をご覧ください！

ナビゲーター さくら

「労働保険事務組合・給与計算・コンサルティング」などの会社をお持ちの社労士さまへのお得な情報!!

関係法人用一般Eタイプ

- 当システムを「ご利用中」or「新規ご加入」の事務所対象
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定！【基本手数料2,000円+請求1口座につき112円(消費税別)】

「利用のお申込み」は、
 日本システム収納 (NSS) の
 ホームページから簡単にできます。

日本システム収納

検索

◆ 社会保険労務士ご紹介特典 ◆

当システムを「ご利用中の社労士さま」より「ご紹介いただいた社労士さまがお申込み」された場合ご紹介元とご紹介先の社労士さまのご利用時の基本料(2,000円)を1ヵ月割引いたします。
 NSSホームページの「利用見込先のご紹介」の「社労士の皆さま」より紹介票を入力ください。

〔制度運営者〕 **全国社会保険労務士会連合会共済会**

大同生命グループ

お問合せ先
 〔委託先会社〕 **NSS 日本システム収納株式会社**



新規お問合せ専用《通話料無料》

TEL0120-700-676 (平日 9:30~16:00)

お問合せメールアドレス:nss-inquiry@nss-jp.com

営2151 2023/08

企業の健全な発展を
フォローする

FORROU

クラウド環境で電子申請・給与計算を
おこないたい事務所にオススメ！



給与
計算

届出
業務

顧客
管理



- ✔ 社労士事務所の大事な顧客先情報を管理できる！
- ✔ 届出と給与が一体となったサービス。マスタ同期作業が不要！
- ✔ WEB明細を標準搭載。気軽に顧問先に給与明細のWeb化を提案できる！

◀ 無料体験実施中！ お申込みは左のQRコードから

社労士が作った、社労士のための
人事労務管理ソフト

台帳

オンプレミス環境で幅広い労務手続きを
おこないたい事務所にオススメ！



保守契約数
4,300以上

- ✔ Excelベースで帳票を作成できるから操作しやすい！
- ✔ 顧問先によるこぼれる提案資料を多数搭載！
- ✔ 顧問先専用ページを標準装備。入社連絡や公文書の送達が可能！

社労士が作った、社労士のための
給与計算システム

Cells給与

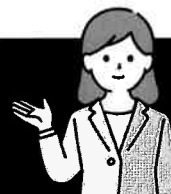
オンプレミス環境で給与計算を
おこないたい事務所にオススメ！



保守契約数
3,300以上

- ✔ Excelベースのシステムだから入力・出力も簡単！
- ✔ 顧問先独自の複雑な手当の計算式に対応！
- ✔ 台帳と連動すれば個人情報や給与データを同期して管理できる！

詳しくはセルズホームページへ



セルズ

✉ info@cells.co.jp

HP



お問い合わせ



JQA-IM1572



JQA-IC0024



19001201

株式会社セルズ 本社 株式会社セルズ 本社

経営者のみなさま

賃金未払
パワハラ・セクハラ
無断欠勤

あなたの会社の
「困ったこと」に
答えます！



相談
無料

問題が深刻化する、その前に

※通話料(ナビダイヤル)は有料です。

労働問題の専門家、社労士が「あっせん」[※]で解決！

※「あっせん」とは、社労士など労働問題の専門家が労働者・経営者の間に入り、「話し合い」により問題解決をめざす制度です。

まずはご相談ください

福島県社労士会総合相談所

受付時間：午前9時30分～午後5時(平日)
相談日時：毎週水曜日 午後1時～5時 ※予約優先

024-526-2270

あっせんを希望する方は

社労士会労働紛争解決センター福島

024-535-4430



福島県社会保険労務士会

福島県社会保険労務士会

携帯・スマートフォンから ▶

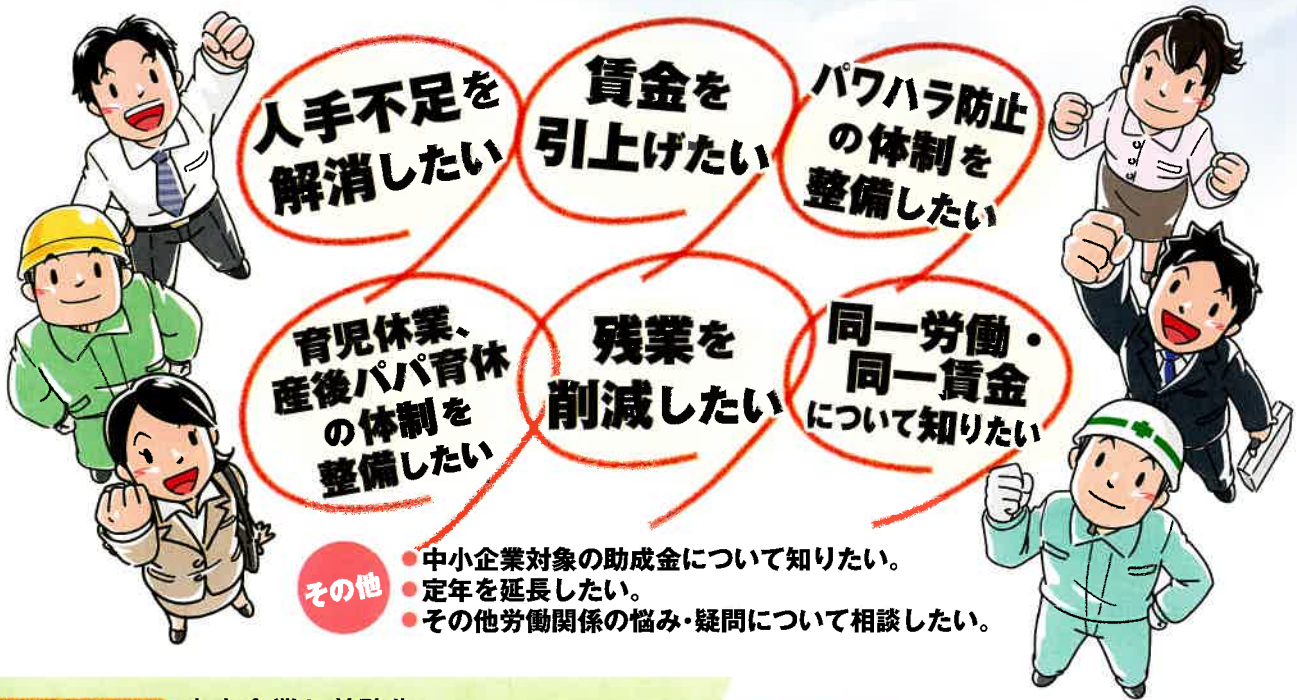


中小企業・
小規模事業者
の皆さま

働き方改革は 進んでいますか？**無料**

専門家の社会保険労務士が対応!!

働き方改革を進めるにあたり、無料で専門家の社会保険労務士が企業訪問による相談、事業場内研修等のセミナー講師の派遣に応じています。



令和5年(2023) 中小企業も義務化
時間外月60時間超の割増率 50%

令和6年(2024) 時間外労働上限規制猶予措置廃止
建設業 災害復旧・復興を除き原則適用へ
自動車運転 上限 年960時間へ

相談方法

- センターへの来所・電話・メールは随時受付
- オンライン 専門家の企業訪問は裏面申込書にて FAX 受付

福島働き方改革推進支援センター

(福島県社会保険労務士会)

〒960-8252 福島市御山字三本松19-3 [月～金 9:00am～5:00pm 祝日を除く]

TEL 0120-541-516 FAX 024-533-2380

e-mail fsr-hatarakikata@lily.ocn.ne.jp

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/fukushima.html>



厚生労働省福島労働局委託事業